令和3年度（2021年度）
熊本市児童館運営審議会資料

1．熊本市児童館運営審議会委員名簿 ･･･P 1
2．熊本市児童館関係課 組織図 ･･･P 2
3．熊本市児童館の施設概要一覧 ･･･P 3
4．令和2年度（2020年度）事業報告 及び ･･･P 4
令和3年度（2021年度）事業計画
・新型コロナウイルス感染症に関する児童館活動について ･･･P 5～7
・児童館の利用状況 ･･･P 8～14
・児童館年間行事 ･･･P 15～19
・児童クラブの活動 ･･･P 20～21
・職員研修及び情報交換 ･･･P 22
5．児童館の広報について ･･･P 23～24
6．児童館予算資料 ･･･P 25
7．関係法令（抜粋) ･･･P 26～50

- 児童福祉法
- 児童福祉施設の整備及び運営に関する 基準
- 熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 熊本市児童館条例
- 熊本市児童館条例施行規則
- 熊本市児童館運営審議会規程
- 児童館ガイドライン

【別冊資料】

（別冊1）令和2年度(2020年度）児童館活動報告

（参 考）各児童館だより（令和3年（2021年）11月号）

熊本市 健康福祉局 子ども未来部 子ども支援課

令和3年度（2021年度）
熊本市児童館運営審議会委員名簿

規則による区分	委員名	所属団体・役職名
（1）学識経験者	増淵　千保美	尚絅大学短期大学部 幼児教育学科　教授
	吉津　晶子	熊本学園大学 社会福祉学部　教授
	竹内　博	熊本市青少年健全育成連絡協議会 副会長
	成松　春光	熊本市保育園連盟　理事
	田上　きみ子	熊本市私立幼稚園・認定こども園協会 副会長
（2）公民館の代表者	田上　勝幸	熊本市地域公民館連絡協議会 副会長
（3）児童委員	松本　泰子	熊本市民生委員児童委員協議会 理事
（4）学校長	川上　輝美	熊本市小学校長会 熊本市立桜木小学校　校長
（5）PTAの代表者	川口　葉子	熊本市PTA協議会　常任理事
（6）ボランティアの代表者	川本　浩右	熊本市ボランティア連絡協議会 副会長
（7）子ども会の代表者	冨田　昌枝	熊本市子ども会育成協議会 理事
（8）母親クラブの代表者	奥村　栄子	西原公園児童館母親クラブ会長
（9）その他	齊藤　こず枝	市民委員
合計	13名	

令和3年度（2021年度）
熊本市児童館関係課 組織図



熊本市児童館の施設概要一覧

令和2年（2020年）4月1日現在

児童館名	西原公園 児童館	託麻 児童館	秋津 児童館	東部 児童館	西部 児童館	花園 児童館	幸田 児童館	南部 児童館	清水 児童館	龍田 児童館
所在地	中央区 九品寺4-24-4	東区 長嶺東7-11-5	東区 秋津3-15-1	東区 錦ケ丘1-1	西区 小島2-7-1	西区 花園5-8-3	南区 幸田2-4-1	南区 南高江6-7-35	北区 清水亀井町14-7	北区 龍田弓削1-1-10
主な併設施設	（西原公園内）	託麻まちづくり センター	秋津まちづくり センター	東部まちづくり センター	西区役所 西部まちづくりセンター	花園まちづくり センター	幸田まちづくり センター	南部まちづくり センター	清水まちづくり センター	龍田まちづくり センター
事業開始年月日	昭和53年8月1日	昭和56年5月	昭和60年8月10日	昭和52年9月1日	平成14年4月19日	平成2年8月27日	昭和57年6月	昭和62年7月6日	昭和59年7月10日	昭和54年7月11日
建物概要 構造	鉄筋コンクリート 3階建	鉄筋コンクリート 3階建	鉄筋コンクリート 2階建	鉄筋コンクリート 2階建	鉄筋コンクリート 2階建	鉄筋コンクリート 一部2階建	鉄筋コンクリート 2階建	鉄筋コンクリート 一部2階建	鉄筋コンクリート 2階建	鉄筋コンクリート 2階建
建設費 （児童館分含む）	52,585 千円	492,700 千円	529,235 千円	311,552 千円	1,219,869 千円	950,000 千円	470,850 千円	451,115 千円	449,829 千円	323,962 千円
敷地面積	846.21 ㎡	6,248.20 ㎡	11,165.53 ㎡	8,002.30 ㎡	10,274.00 ㎡	5,145.00 ㎡	5,578.00 ㎡	8,284.61 ㎡	8.363.26 ㎡	5,380.00 ㎡
建物面積	320.86 ㎡	1,900.00 ㎡	1,962.74 ㎡	2,030.14 ㎡	2,200.08 ㎡	1,841.00 ㎡	1,950.94 ㎡	1,917.27 ㎡	1,779.76 ㎡	1,769.00 ㎡
総合出張所 区役所	- ㎡	329.41 ㎡	- ㎡	255.34 ㎡	294.64 ㎡	- ㎡	265.49 ㎡	- ㎡	125.32 ㎡	246.00 ㎡
公民館	- ㎡	894.07 ㎡	1,287.99 ㎡	1,412.31 ㎡	1,592.04 ㎡	1,447.00 ㎡	1,029.61 ㎡	1,413.70 ㎡	1,316.97 ㎡	1,253.00 ㎡
その他	- ㎡	341.52 ㎡	320.61 ㎡	- ㎡	- ㎡	96.00 ㎡	277.05 ㎡	204.93 ㎡	- ㎡	— ㎡
児童館	320.86 ㎡	335.00 ㎡	354.14 ㎡	362.49 ㎡	313.40 ㎡	298.00 ㎡	378.79 ㎡	298.64 ㎡	337.47 ㎡	270.00 ㎡
遊戯室	53.00 ㎡	145.50 ㎡	149.00 ㎡	128.00 ㎡	143.90 ㎡	150.00 ㎡	146.00 ㎡	153.21 ㎡	138.63 ㎡	130.00 ㎡
集会室	74.00 ㎡	- ㎡	61.00 ㎡	- ㎡	- ㎡	54.00 ㎡	- ㎡	53.43 ㎡	- ㎡	- ㎡
図書コーナー	45.00 ㎡	17.50 ㎡	20.00 ㎡	18.00 ㎡	20.00 ㎡	16.00 ㎡	19.00 ㎡	19.80 ㎡	16.00 ㎡	14.00 ㎡
創作活動室	- ㎡	58.61 ㎡	- ㎡	69.00 ㎡	49.80 ㎡	- ㎡	59.00 ㎡	- ㎡	60.40 ㎡	42.00 ㎡
事務室	11.00 ㎡	21.89 ㎡	85.00 ㎡	23.00 ㎡	18.60 ㎡	78.00 ㎡	24.00 ㎡	18.92 ㎡	22.80 ㎡	22.00 ㎡
休養室	- ㎡	- ㎡	- ㎡	- ㎡	- ㎡	- ㎡	- ㎡	- ㎡	- ㎡	— ㎡
その他	137.86 ㎡	91.50 ㎡	39.14 ㎡	124.49 ㎡	81.10 ㎡	- ㎡	130.79 ㎡	53.28 ㎡	99.64 ㎡	62.00 ㎡
担当職員 （内　児童厚生員）	4人 （1人）	3人 （2人）	4人 （2人）	4人 （2人）	3人 （2人）	3人 （2人）	3人 （2人）	3人 （2人）	3人 （2人）	3人 （2人）
主な遊具	簡易トランポリン 卓球台	卓球台 大型つみき 三輪車 四輪車	巧技台 滑り台(屋内・外) ブランコ ロッキンパピー	ジャングルジム 馬の乗り物 ままごとセット	巧技台（平均台） 大型つみき すべり台（屋内） アクションジム	大型つみき 巧技台（平均台）	滑り台 （屋内・屋外） 跳び箱 鉄棒	跳び箱 巧技台（平均台）	（屋外）滑り台、鉄棒、砂場、ロープスイング （屋内）滑り台、ログハウス	すべり台 （屋内・屋外） 卓球台・鉄棒 ままごと（ハウス） 大型積み木

令和2年度（2020年度）事業報告 及び 令和3年度（2021年度）事業計画

【運営方針】

1. 児童に健全な遊びを提供し、児童の健康・体力増進と親子のふれあい促進を図る。
2. 児童の多様性や価値観の違いを認識し、個性を尊重する。
3. 児童の優れた能力を見い出し、積極的に伸ばしていく。
4. 集団活動や異年齢児交流の機会を確保し、児童の積極性や協調性を育む。
5. 母親クラブ等の地域組織と連携し、地域ぐるみで児童の育成を支援する体制を築く。
6. 子育ての負担感を軽減するため、子育ての情報提供や情報交換ができる環境をつくる。

児童館行事

季節に応じた行事や地域の特色を活かした催しを実施。（運動会、クリスマス会、季節に応じた行事等）

朝の活動／子育て支援

お誕生会など、幼児とその保護者を対象とした活動で親子の交流や親睦を深めることを目的とした活動を実施するとともに、身体測定や歯の衛生指導など、児童の健康を維持するための行事も取り入れている。

なお、児童館は、子育てほっとステーションとして、地域における子育て支援事業の充実を図り、子どもの遊び方指導、子育て情報の提供及び仲間づくり（サークル支援活動）を行っている。

児童クラブ

主に小学生を対象とし、専門講師の指導により創作や運動などを行っている。年度末には、発表会や合同試合など実施している。（卓球、絵画クラブ等）

地域組織活動（母親クラブ等）

児童の健全な育成を図るため、各児童館の母親クラブ等を中心として、季節行事や研修活動などを行っている。合同でのイベントや会議も年数回、定期的に実施している。

一般利用

児童館の利用者に、自由なあそびの場、交流の場を提供している。また、保護者からの子育ての相談に応じ、情報の提供を行う。児童については、玩具の貸し出しを行い、健全な遊びの提供を行っている。

特別行事

地域の協力を得て、夏祭りや子どもフェスタなどを実施している。

	令和2年度（2020年度）実績			② 令和3年度（2021年度）予定
	利用者数	令和元年度（2019年度）	令和元年度比	
児童館行事	176人	(3,677人)	4.8%	新型コロナウイルス感染拡大防止のため事業の制限を行っているが、本市の感染状況により実施可能なものは感染防止対策を図りながら季節感のある行事や地域の特色を活かした催しを実施するよう努める。
朝の活動／子育て支援	1,373人	(17,112人)	8.0%	地域における子育て支援事業を継続し、子どもの遊び方指導、仲間づくり（サークル支援活動）を行い、乳幼児とその保護者を対象として、親子の交流や親同士の親睦を深める活動を実施するよう努める。また、積極的な子育て情報の提供を行う。
児童クラブ	1,178人	(7,293人)	16.2%	感染予防を行いながら、主に小学生を対象に、専門講師の指導により創作や運動などを行う。年度末の発表会等は感染拡大の状況、クラブの実施状況により実施する。
地域組織活動（母親クラブ等）	544人	(5,282人)	10.3%	児童の健全な育成を図るため、母親など地域住民の自主的な参加を目指し、クリスマス会などの季節行事や、研修活動等の実施を支援する。
一般利用	36,352人	(136,282人)	26.7%	感染予防のため、手洗い、手指消毒、来館者の健康チェック、室内や玩具の消毒を強化し、安全で自由な遊びの場、交流の場の提供を行うとともに子育てに関する相談や情報提供を行う。感染防止を図りながら児童に玩具の貸し出しを行う等、健全な遊びを提供する。
特別行事	0人	(8,308人)	0%	感染症の状況に応じて、各館ごとの特色を活かした事業の実施に努める。
年間利用者数	39,623人	(177,954人)	22.3%	新型コロナウイルス感染症等の感染予防対策を行いながら、児童の遊びの場、子育て支援施設として児童館活動を継続していく。

新型コロナウイルス感染症に関する児童館活動について

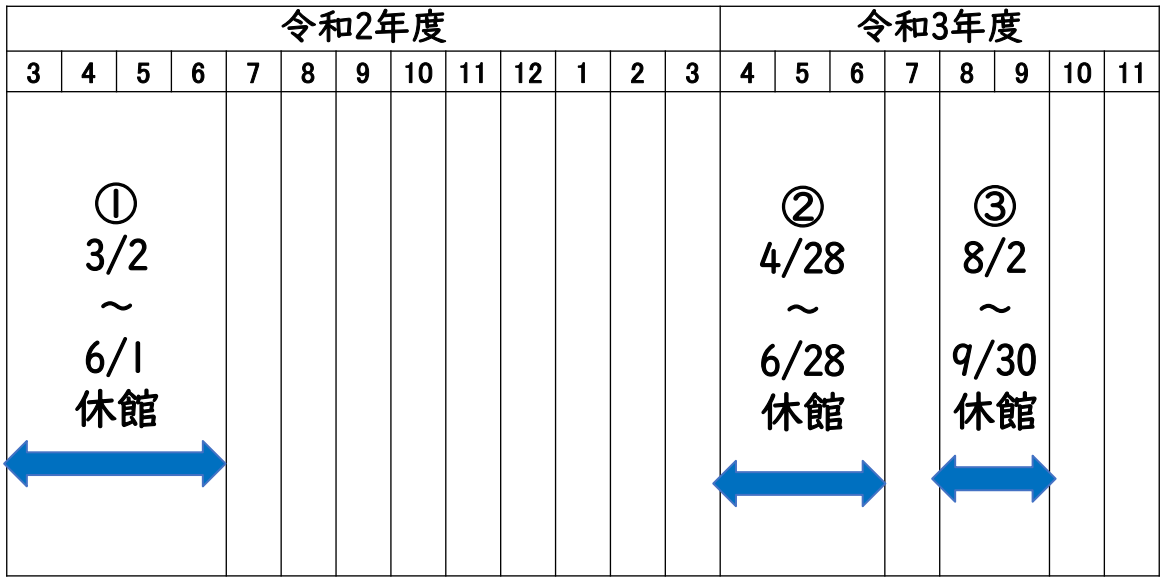
これまでの児童館の休館等

令和2年（2020年）	熊本市内において新型コロナウイルス感染者が確認される
2月21日(金)	児童館主催事業を中止又は延期することとした
2月22日(土)	熊本市立の各学校（幼稚園を除く。）臨時休校となる
3月 2日(月)	**まちづくりセンター（公民館）に併設する児童館を臨時休館とする**
3月 4日(水)	**西原公園児童館を臨時休館とする・・・①**
5月22日(金)	国の緊急事態宣言が解除される
6月 1日(月)	熊本市立学校及び幼稚園が再開する 児童館定期休館日
6月 2日(火)	**児童館を再開**
令和３年（2021年）	
４月25日(日)	熊本市医療非常事態宣言が発令される
４月28日(水)	**児童館を臨時休館とする・・・②**
６月29日(火)	児童館を再開
７月30日(金)	国分科会リスクレベルがステージ３に引き上げられる
８月２日（月）	**児童館を臨時休館とする・・・③**
１０月１日(金)	児童館を再開

現在の児童館の開館状況

感染拡大防止のため、入館人数、利用時間の制限を行っている。

入館者数：利用者間の距離を２m確保するように、各施設の規模に応じて利用人数を制限
利用時間：１人あたり１日１回60分までを目安とし、長時間の利用を制限。



市児童館の感染防止対策について

【施設における三密対策】

（1）密閉空間を避ける
①施設出入口や窓を開け、（換気扇を回し）２方向で換気を行う。
②個室などの換気ができない部屋を使用しない。

（2）密集場所を避ける
①対面ではなく横並び等で座る。
②人と人の間隔（２ｍを目安）を十分に確保する。

（3）密接場面を避ける
①入室（利用）人数や在室（利用）時間の制限。
②入退出時や集合場所等における十分な間隔の確保。

【施設の管理】

（1）換気の実施
冷暖房の使用に関わらず、定期的（１時間毎に１０分程度）に換気を行う。
※可能であれば、常時、少しでも開けておく。

（2）消毒の実施
消毒・清掃の徹底。開館前及び、開館以降、適宜にドアノブ、手すり、その他室内の消毒を実施する。

（3）消毒液の設置
施設出入り口等に消毒液を設置する。

（4）玩具の衛生管理
一度使用した玩具等はすべて回収し、消毒を行う。
屋内大型遊具についても、1時間に1回は消毒を行う。
（屋外大型遊具がある施設は、利用があった際に適宜消毒を行う）

【児童館の事業】

三密対策を図ることで実施可能。施設管理者によるチェックシートに基づき計画実施を行う。

・三密回避のための、入場制限を行う。
・人と人とが接近しなければできないイベント等を制限。
・飛沫感染防止のため、ダンス等の運動を伴うもの、大声を出すようなイベントは不可。
・朝のおあつまり等、感染防止策対策を行ったうえでの行事の実施は各館の判断で行う。

【利用者への対応】

（1）来館時の体調確認
健康チェックシートを記入していただき健康状態を確認する。
体温が37.5℃以上の熱がある方の利用を制限。
またそれ以下であっても、発熱が疑われる場合には利用自粛をお願いする。

（2）感染防止対策
利用者（児童含む）は原則マスク又はフェイスシールド着用していただく。
（ただし、未就学児については、着用可能であれば着用）。
来館時に手指の消毒をしていただく。
唾液や鼻水等が付着したゴミを介し感染を予防するため、ゴミの持ち帰りをお願い。

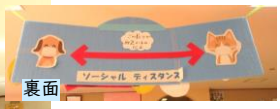
【施設内の感染防止対策の様子（一例）】

●飛沫感染防止のカーテン



●ソーシャルディスタンスの確保









●共有物やおもちゃの消毒

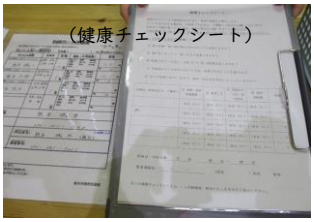






●来館者の健康状態チェック





●室内・固定遊具の消毒





●常時換気



●窓口の混雑緩和対策

ホールに申請書等の記入スペース設置



【令和２年度より新たに始めた取り組み】

子ども達を感染症から守りつつ、遊びを通した子どもの発達の増進と子育て支援を継続するため、令和２年度より新たに取り組んでいます。

●工作キットの配布

以前のように集合による季節の工作やカレンダーづくり等を中止しているため、気軽に親子で作成ができるように、１人分のキットを準備。季節に応じたもので、楽しみながら手先を使い完成した達成感を感じられるようにしている。

児童館の利用時間を制限しているため、児童館では親子で体を動かしたり、おもちゃで遊んだりと自由あそびを大切にされる場合は、持ち帰っていただき自宅で工作を楽しんでもらう。



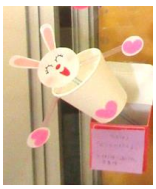












子どもの発達段階に応じて、難易度を選択

●作品の展示

工作キット等を利用して児童館や自宅で作った子ども達の作品を展示。作品が飾られると子ども達は喜ぶ。作品の違いや良さを共に味わい、職員や利用者間のコミュニケーションも促進している。







●お誕生日おめでとうカードの配布

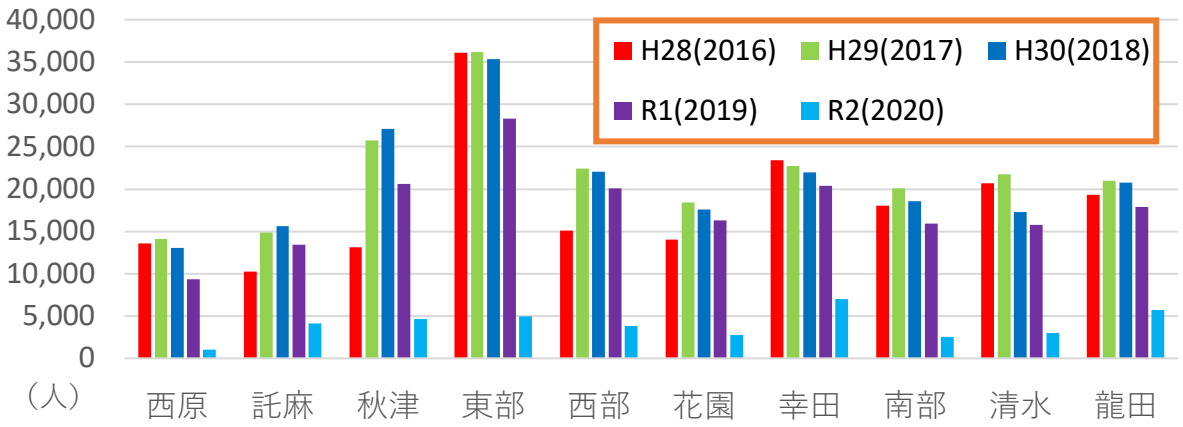
お誕生日会は中止しているが、希望者に手作りのカード等をプレゼントしている。子ども達の成長を保護者と一緒に喜ぶ。





児童館の利用状況

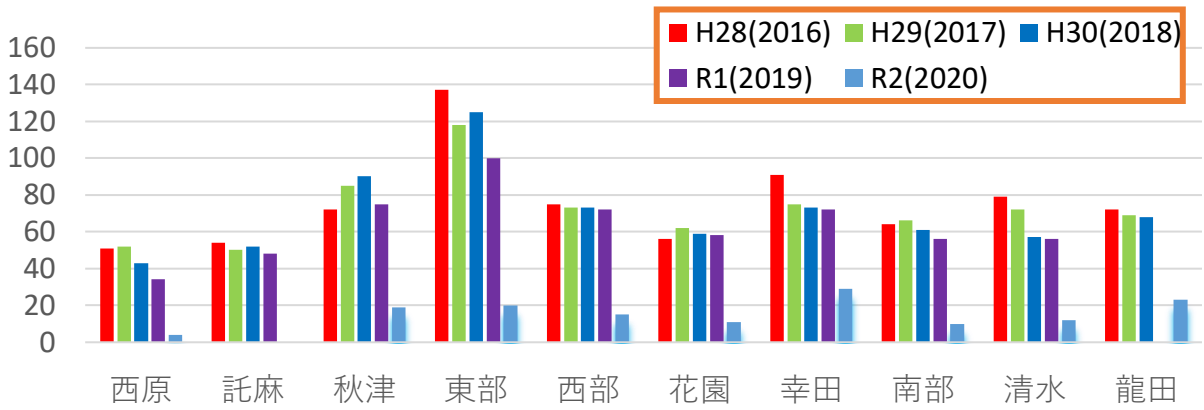
【各館の年間利用者数】



（単位：人）

年度	西原	託麻	秋津	東部	西部	花園	幸田	南部	清水	龍田	合計
H28（2016）	13,602	10,229	13,087	36,074	15,074	14,025	23,395	18,013	20,669	19,357	183,525
H29（2017）	14,070	14,830	25,738	36,200	22,443	18,440	22,699	20,086	21,736	20,972	217,214
H30（2018）	13,031	15,632	27,116	35,361	22,069	17,580	21,976	18,589	17,260	20,782	209,396
R1（2019）	9,360	13,384	20,597	28,285	20,088	16,333	20,408	15,885	15,730	17,884	177,954
R2（2020）	1,006	4,136	4,686	4,965	3,855	2,775	7,011	2,521	2,964	5,704	39,623
前年度比	10.7%	30.9%	22.8%	17.6%	19.2%	17.0%	34.4%	15.9%	18.8%	31.9%	22.3%

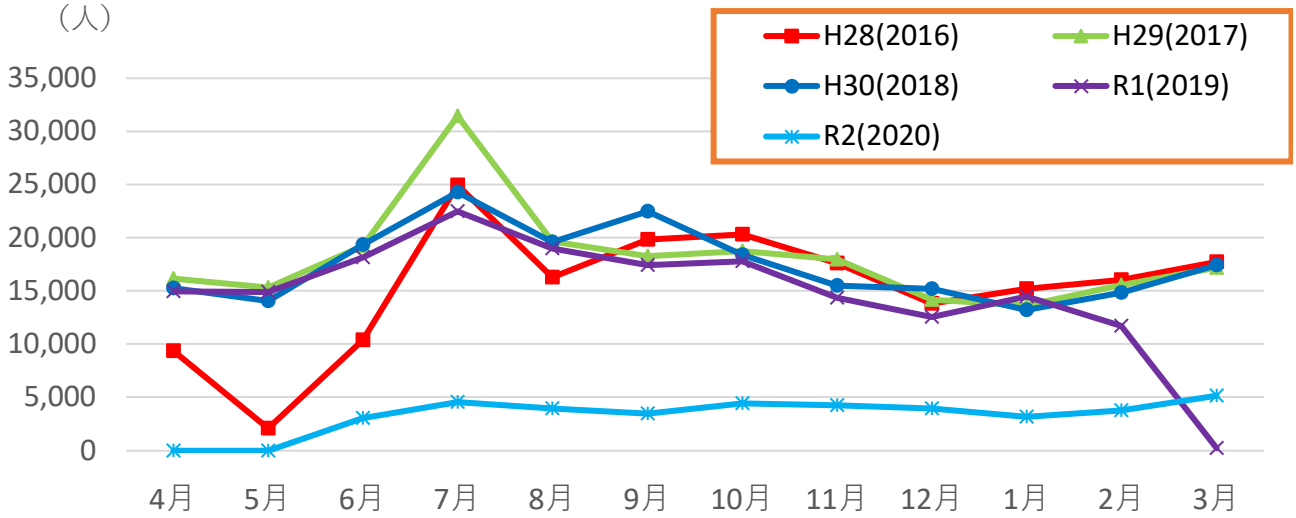
【各館の1日あたりの平均利用者数】



（単位：人）

年度	西原	託麻	秋津	東部	西部	花園	幸田	南部	清水	龍田	合計
H28（2016）	51	54	72	137	75	56	91	64	79	72	751
H29（2017）	52	50	85	118	73	62	75	66	72	69	722
H30（2018）	43	52	90	125	73	59	73	61	57	68	701
R1（2019）	34	48	75	100	72	58	72	56	56	63	634
R2（2020）	4	17	19	20	15	11	29	10	12	23	158
前年度比	12.5%	35.2%	24.7%	19.6%	21.2%	19.1%	39.7%	17.7%	20.9%	35.8%	25.0%

【月別利用状況】



（単位：人）

年度	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	合計
H28(2016)	9,358	2,094	10,354	24,949	16,285	19,847	20,277	17,611	13,838	15,175	16,007	17,730	183,525
H29(2017)	16,167	15,302	19,217	31,421	19,615	18,281	18,714	17,943	14,197	13,625	15,564	17,168	217,214
H30(2018)	15,230	14,023	19,334	24,271	19,557	22,446	18,365	15,512	15,206	13,197	14,852	17,403	209,396
R1(2019)	14,951	14,882	18,140	22,478	19,000	17,418	17,802	14,361	12,525	14,463	11,709	225	177,954
R2(2020)	0	0	3,034	4,532	3,929	3,440	4,420	4,229	3,961	3,180	3,767	5,131	39,623
前年度比	0.0%	0.0%	16.7%	20.2%	20.7%	19.7%	24.8%	29.4%	31.6%	22.0%	32.2%	2280.4%	22.3%

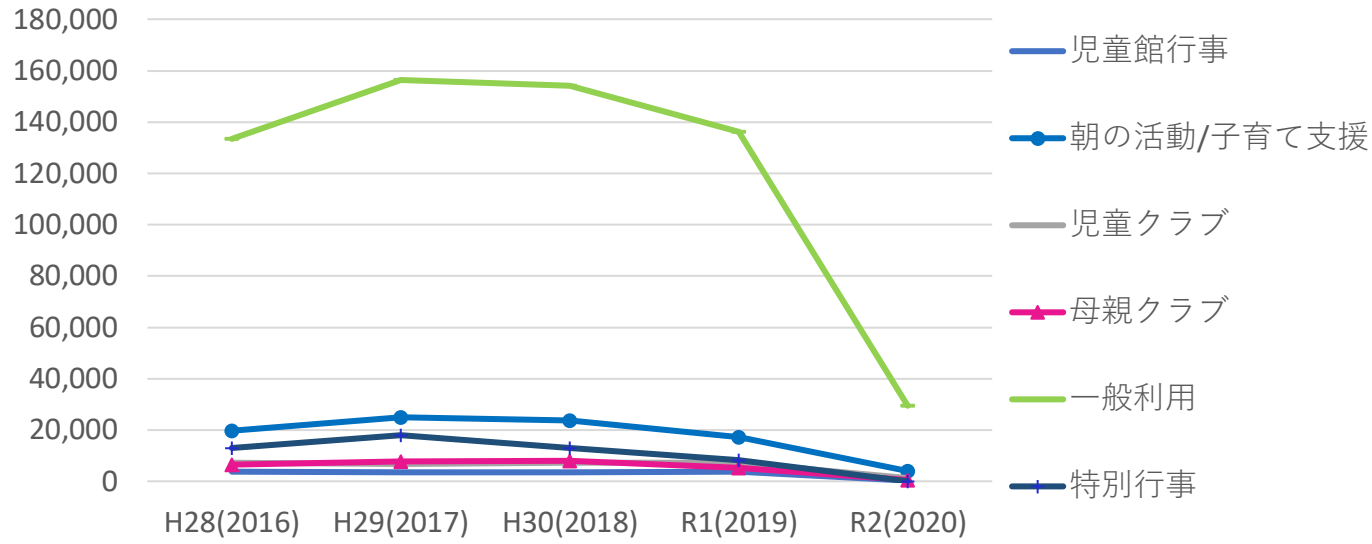
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため休館

【事業別利用者数】

（単位：人）

	西原	託麻	秋津	東部	西部	花園	幸田	南部	清水	龍田	合計
児童館行事	0	0	0	49	13	0	0	107	0	7	176
朝の活動 子育て支援	334	0	371	280	12	40	0	2	118	216	1,373
児童クラブ	374	0	0	171	0	0	67	318	120	128	1,178
地域組織活動 （母親クラブ等）	0	0	0	120	87	0	0	0	54	283	544
一般利用	298	4,136	4,315	4,345	3,743	2,735	6,944	2,094	2,672	5,070	36,352
特別行事 参加者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合　計	1,006	4,136	4,686	4,965	3,855	2,775	7,011	2,521	2,964	5,704	39,623

【事業別利用者数（年度比較）】



（単位：人）

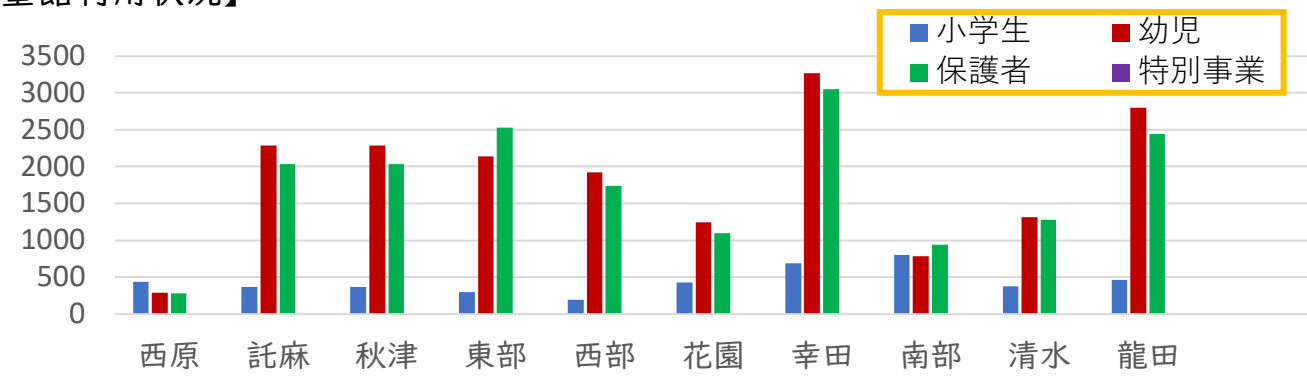
年度	児童館行事	朝の活動/ 子育て支援	児童クラブ	地域組織活動 （母親クラブ等）	一般利用	特別行事	合計
H28 (2016)	3,776	19,676	7,201	6,550	133,361	12,961	183,525
H29 (2017)	3,556	24,865	6,751	7,630	156,443	17,969	217,214
H30 (2018)	3,384	23,787	7,183	8,021	154,062	12,959	209,396
R1 (2019)	3,677	17,112	7,293	5,282	136,282	8,308	177,954
R2 (2020)	176	1,373	1,178	544	36,352	0	39,623
前年度比	4.8%	8.0%	16.2%	10.3%	26.7%	0.0%	22.3%

【児童館登録者数】

（単位：人）

	西原	託麻	秋津	東部	西部	花園	幸田	南部	清水	龍田	R2(2020)合計	R1(2019)合計
小学生	49	260	181	158	105	166	200	178	210	177	1,684	7,671
幼児	49	371	500	614	527	299	504	277	445	360	3,946	11,894
合　計	98	631	681	772	632	465	704	455	655	537	5,630	19,565

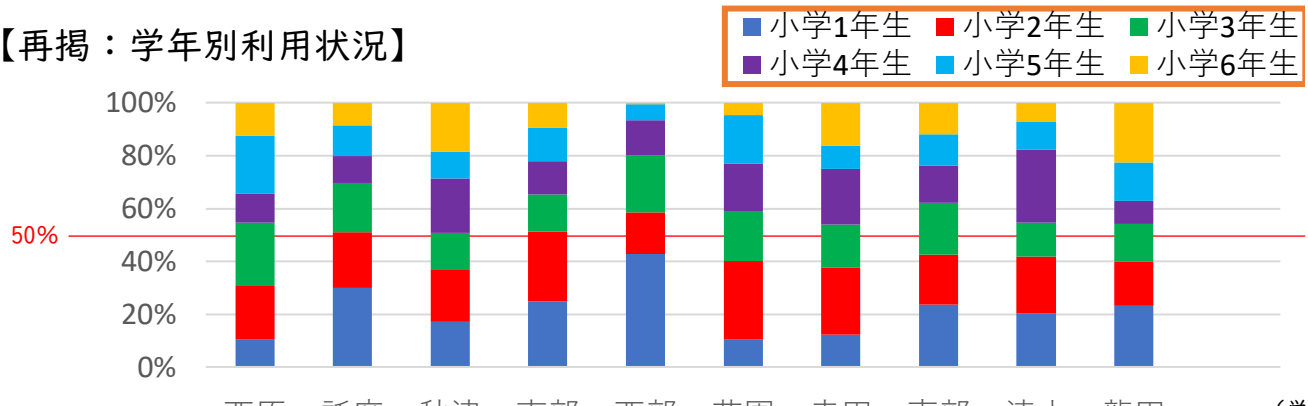
【児童館利用状況】



（単位：人）

	西原	託麻	秋津	東部	西部	花園	幸田	南部	清水	龍田	R2(2020)合計	R1(2019)合計
小学生	435	306	370	300	196	429	688	799	375	464	4,362	36,455
幼児	289	2,163	2,282	2,136	1,923	1,247	3,270	780	1,313	2,796	18,119	66,589
保護者	282	1,667	2,034	2,529	1,736	1,099	3,053	942	1,276	2,444	17,062	67,078
特別行事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,832
合　計	1,006	4,136	4,686	4,965	3,855	2,775	7,011	2,521	2,964	5,704	39,623	177,954

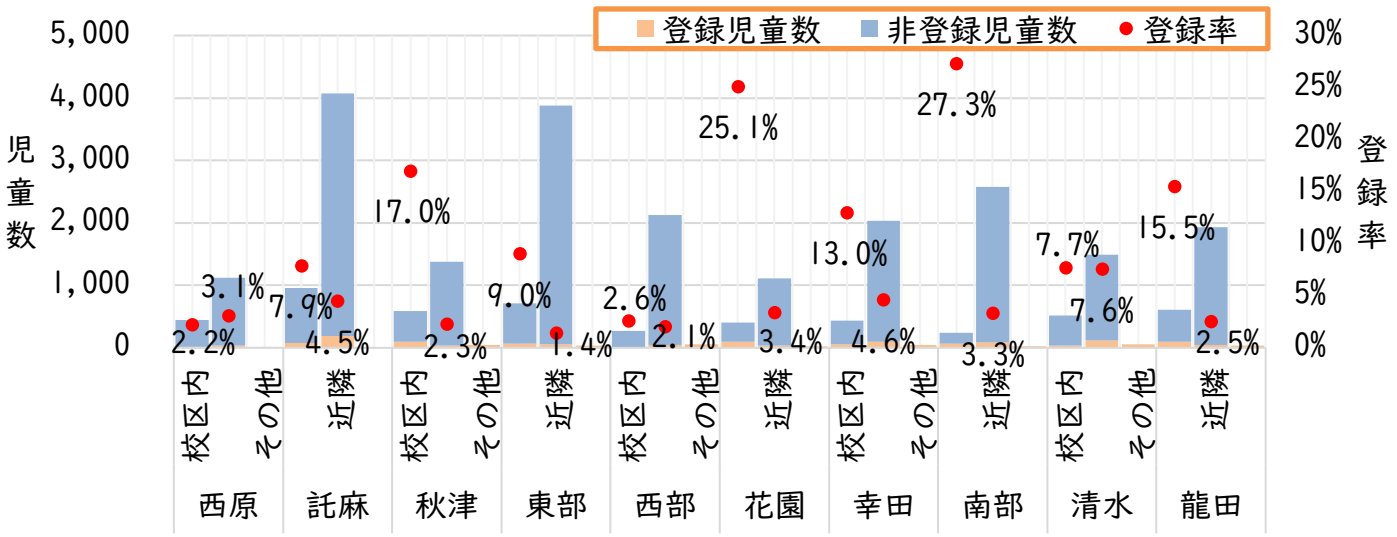
【再掲：学年別利用状況】



（単位：人）

学年	西原	託麻	秋津	東部	西部	花園	幸田	南部	清水	龍田	R2(2020)合計	R1(2019)合計
1年生	46	62	63	75	84	46	85	190	76	108	835	6,514
2年生	88	66	73	79	31	126	174	150	81	77	945	7,254
3年生	104	36	52	42	42	80	113	158	48	67	742	6,301
4年生	47	50	76	38	26	78	145	111	104	40	715	6,320
5年生	96	51	38	38	12	79	59	96	40	68	577	5,228
6年生	54	41	68	28	1	20	112	94	26	104	548	4,838
小学生計	435	306	370	300	196	429	688	799	375	464	4,362	36,455

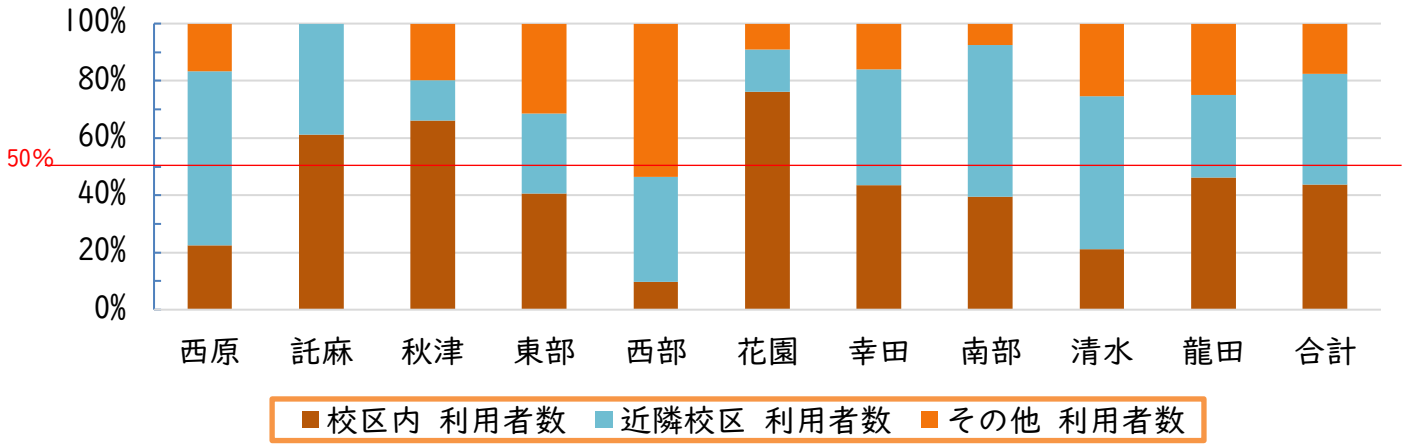
【再掲：地域の小学校の児童数及び小学生の登録状況】



※登録児童数　：児童館に登録している児童数
　非登録児童数：児童館に登録していない児童数（児童数-登録児童数）
　登録率　　：小学校の児童数に占める児童館登録者の割合（登録者数÷児童数）

※校区内：児童館所在地校区の小学校
　近　隣：児童館の近隣小学校
　その他：その他の小学校区

【再掲：小学生の利用状況】



R2		西原	託麻	秋津	東部	西部	花園	幸田	南部	清水	龍田	合計
校区内	児童数	448	963	587	708	267	402	431	245	520	606	5,177
	登録者数	10	76	100	64	7	101	56	67	40	94	615
	登録率	2.2%	7.9%	17.0%	9.0%	2.6%	25.1%	13.0%	27.3%	7.7%	15.5%	11.9%
	利用者数	98	187	245	122	19	327	299	315	79	214	1,905
近隣校区	児童数	1,123	4,078	1,380	3,880	2,130	1,110	2,035	2,582	1,492	1,936	21,746
	登録者数	35	184	32	56	44	38	94	86	113	49	731
	登録率	3.1%	4.5%	2.3%	1.4%	2.1%	3.4%	4.6%	3.3%	7.6%	2.5%	3.4%
	利用者数	265	119	52	84	72	63	279	424	201	134	1,693
その他	登録者数	4	0	49	38	54	27	50	25	57	34	338
	利用者数	72	0	73	94	105	39	110	60	95	116	764

【再掲：小学生の校区別登録及び利用者数】

		校区内	近隣校区							計	その他
西原	学校名	白川	本荘	春竹	白山						
	児童数	448	59	515	549					1,123	
	登録者数	10	3	11	21					35	4
	登録率	2.2%	5.1%	2.1%	3.8%					3.1%	
	利用者数	98	43	97	125					265	72
託麻	学校名	託麻南	西原	託麻東	託麻西	託麻北	長嶺				
	児童数	963	673	1,161	851	391	1,002			4,078	
	登録者数	76	33	49	44	33	25			184	0
	登録率	7.9%	4.9%	4.2%	5.2%	8.4%	2.5%			4.5%	
	利用者数	187	13	20	47	12	27			119	0
秋津	学校名	秋津	若葉	桜木	桜木東						
	児童数	587	397	434	549					1,380	
	登録者数	100	11	11	10					32	49
	登録率	17.0%	2.8%	2.5%	1.8%					2.3%	
	利用者数	245	8	26	18					52	73
東部	学校名	尾ノ上	健軍	泉ヶ丘	画図	東町	健軍東	月出	山ノ内		
	児童数	708	609	396	1,013	542	275	457	588	3,880	
	登録者数	64	28	2	2	9	8	2	5	56	38
	登録率	9.0%	4.6%	0.5%	0.2%	1.7%	2.9%	0.4%	0.9%	1.4%	
	利用者数	122	43	4	7	12	3	4	11	84	94
西部	学校名	小島	城山	池上	中島	高橋	白坪	春日	古町		
	児童数	267	690	243	243	99	443	287	125	2,130	
	登録者数	7	28	2	2	2	4	5	1	44	54
	登録率	2.6%	4.1%	0.8%	0.8%	2.0%	0.9%	1.7%	0.8%	2.1%	
	利用者数	19	52	4	2	4	4	5	1	72	105
花園	学校名	花園	城西	池田							
	児童数	402	679	431						1,110	
	登録者数	101	7	31						38	27
	登録率	25.1%	1.0%	7.2%						3.4%	
	利用者数	327	9	54						63	39

		校区内	近隣校区						計	その他
幸田	学校名	田迎	御幸	田迎南	田迎西					
	児童数	431	630	814	591				2,035	
	登録者数	56	39	22	33				94	50
	登録率	13.0%	6.2%	2.7%	5.6%				4.6%	
	利用者数	299	116	62	101				279	110
南部	学校名	城南	日吉	川尻	力合	日吉東	力合西			
	児童数	245	350	490	525	516	701		2,582	
	登録者数	67	6	47	15	1	17		86	25
	登録率	27.3%	1.7%	9.6%	2.9%	0.2%	2.4%		3.3%	
	利用者数	315	46	188	103	14	73		424	60
清水	学校名	清水	城北	高平台	麻生田					
	児童数	520	440	637	415				1,492	
	登録者数	40	72	35	6				113	57
	登録率	7.7%	16.4%	5.5%	1.4%				7.6%	
	利用者数	79	132	56	13				201	95
龍田	学校名	龍田	龍田西	楠	武蔵	弓削	楡木			
	児童数	606	525	243	385	268	515		1,936	
	登録者数	94	12	5	18	6	8		49	34
	登録率	15.5%	2.3%	2.1%	4.7%	2.2%	1.6%		2.5%	
	利用者数	214	29	6	66	11	22		134	116
合計	児童数	5,177							21,746	
	登録者数	615							731	338
	登録率	11.9%							3.4%	
	利用者数	1,905							1,693	764

児童館年間行事

（令和3年（2021年）９月１日時点）

（注1）新型コロナウイルス感染症の感染拡大により中止とした行事

		中止（※1）	令和2年度（2020年度）実績	中止（※1）	令和3年度（2021年度）予定
西原公園児童館	児童館行事		児童館耐震工事の為、行事の年間予定なし		児童館夏祭り
					運動会
					秋祭り
					わんぱく祭り
	朝の活動	●	火災訓練・熱中症研修・ＡＥＤ研修		身体測定
		●	七夕祭り・ひよこっこ夏祭り		お誕生会
		●	秋の遠足		火災訓練
		●	じゃがいも収穫体験		七夕祭り
			交通安全教室		ひよこっこ夏祭り
			いもほり体験		交通安全教室
			歯科指導		歯科指導
			ひよこっこクリスマス会		ひよこっこクリスマス会
			大根収穫祭		お別れ会
			お別れ会		
	地域組織活動		児童館耐震工事の為、行事の年間予定なし	●	トランポリン教室
					児童館夏祭り
					運動会
					秋祭り
					わんぱく祭り
託麻児童館	児童館行事		お話し会		お話し会
			夏祭り		逆上がり教室
		●	親子で学ぶ防災術		親子ふれあい運動
		●	逆上がり教室		豆まき
		●	トランポリン		
		●	とび箱		
		●	トイレトレイニング		
		●	ショコラケーキ作り		
		●	豆まき		
		●	パン作り		
	朝の活動	●	親子でリトミック		親子でリトミック
		●	親子でトランポリン	●	親子でトランポリン
		●	お誕生会	●	お誕生会
		●	歯科相談	●	歯科相談
		●	交通安全教室		交通安全教室
		●	避難訓練	●	避難訓練
		●	運動遊び		運動遊び
		●	制作活動		制作活動
					トランポリン
	地域組織活動		・母親クラブは発足できなかった		運動会
		●	運動会		クリスマス
		●	児童館夏祭り		遠足
					ミニバレー大会
					親子で料理教室

		中止（※1）	令和2年度（2020年度）実績	中止（※1）	令和3年度（2021年度）予定
秋津児童館	児童館行事	●	絵本読み聞かせ		絵本読み聞かせ
		●	子育て座談会 （熊本市秋津地域子育て応援クラブ参加）		子育て座談会
		●	クリスマス会		クリスマス会
		●	節分豆まき会		節分豆まき会
		●	ベビーマッサージ		ベビーマッサージ
		●	小学生お菓子作り		鉄棒・とびばこ教室
		●	親子料理教室		
		●	鉄棒・とびばこ教室		
	朝の活動		制作あそび(手作りおもちゃ等)		制作あそび(手作りおもちゃ等)
			壁面飾り作り		誕生会
		●	身体測定		壁面飾り作り
		●	カレンダー作り		運動会ごっこ
		●	誕生会		救急法教室
		●	救急法教室		交通安全教室
		●	交通安全教室		歯科指導教室
		●	歯科指導教室		手洗い教室
		●	手洗い教室		
		●	砂場あそび		
	地域組織活動	●	児童館夏祭り	●	児童館夏祭り
		●	子育て座談会 （熊本市秋津地域子育て応援クラブ参加）		
東部児童館	児童館行事	●	パンを作ろう	●	パンを作ろう
		●	夏休み彫金教室		夏休み工作教室
			夏休み工作教室		親子プログラミング教室
			親子プログラミング教室		スポーツクラブ
			スポーツクラブ		アートクラブ
			アートクラブ		クッキー作り
		●	とび箱・鉄棒教室		走り方教室
		●	クリスマスケーキ作り		縄跳び教室
		●	バレンタインスイーツ作り		親子門松つくり
		●	ベビーマッサージ		
	朝の活動	●	はじめましての会(朝の活動説明)	●	救急法
		●	身体測定・誕生会・リトミック	●	歯科衛生士さんの話
		●	小麦粉年度・スライム		避難訓練
		●	お見知り遠足		栄養士さんのお話
		●	七夕会・運動会		歯科指導
		●	救急法		親子運動遊び
		●	通報訓練・避難訓練・栄養士さんの話		３Ｂ体操
		●	虫歯予防の話・交通安全指導		
		●	豆まき		
		●	お別れ会		
	地域組織活動	●	茶話会		クリスマスコンサート
		●	初夏の遠足		講演会
		●	手芸会・料理会		
		●	人形劇観劇会		
		●	公園点検		
		●	マザーズフェスティバル		
		●	ミニバレーボール大会		
		●	お別れ会		
		●	総会		
		●	講演会		

		中止（※1）	令和2年度（2020年度）実績	中止（※1）	令和3年度（2021年度）予定
西部児童館	児童館行事	●	環境教室「化石レプリカを作ってみよう」		児童クラブ
		●	スライム作り		ベビーマッサージ
		●	ベビーマッサージ		大津山先生と遊ぼう
		●	大津山先生と遊ぼう		環境教室
		●	秋祭り（会場工事中）		交通安全教室
		●	クリスマスケーキ作り		歯磨き教室
		●	交通安全教室		乳幼児の栄養教室
		●	歯磨き教室		オープンEnglish
		●	乳幼児の栄養教室	●	さかあがり教室
		●	さかあがり教室		
	朝の活動	●	毎月お誕生日会・身体測定		毎月お誕生日会・身体測定
		●	こいのぼり作り		絵本の読み聞かせ
		●	シャボン玉遊び		シャボン玉遊び
		●	新聞紙遊び		シール遊び
		●	七夕飾り作り・飾りつけ	●	ハロウィンの衣装作り・ハロウィン会
		●	プール遊び		クリスマス飾り作り・クリスマス会
		●	運動会		豆まき会
		●	ハロウィンの衣装作り・ハロウィン会		もしもの時に役立つ救急法
		●	クリスマス飾り作り・クリスマス会		
		●	豆まき会		
	地域組織活動	●	お見知り遠足		トーキングカフェ
		●	さつまいも畑を作ろう・芋の苗植え		茶話会
		●	長寿の里プレゼント作り、訪問		親子リトミック
		●	すいか割り		親子ヨガ
		●	秋祭り		長寿の里プレゼント作り、訪問
		●	お芋料理を作ろう		パパママ教室
		●	ぜんざい会		お別れ会
			親子ヨガ		
		●	パパママ教室		
			お別れ会		
花園児童館	児童館行事	●	児童クラブ(楽しくチャレンジ・絵画)		水鉄砲づくり
		●	花園こどもフェスタ2020		スライムづくり
		●	ミニミニ運動会		プログラミング
		●	ハッピークリスマス会		トランポリン教室
		●	新年かるた会	●	花園こどもフェスタ2021
		●	プログラミング教室	●	ミニミニうんどうかい
		●	親子で忍者修行	●	クリスマスリースづくり
		●	いちご大福づくり	●	リグラスアート
		●	宿題をする会		クリスマス会
		●	火災・防犯・自身避難訓練		豆まき会
	朝の活動		体操の日		しゃぼん玉
		●	誕生会		パネルシアター
		●	赤ちゃんあつまれ（足跡アート・大型絵本など）	●	お祭りごっこ
		●	小麦粉・片栗粉粘土あそび		リトミック
		●	クレヨンで遊ぼう		音楽あそび
		●	スタンプ遊び		運動あそび
		●	しゃぼん玉		感触あそび（小麦粉、片栗粉）
		●	季節の製作（七夕・クリスマス・節分など）		
		●	水鉄砲遊び		
		●	紙パックでいすづくり		
	地域組織活動	●	ミィーティング・茶和会		・今後は状況に応じて活動内容を決めていく
		●	動物園に行こう		
		●	ひまわりの種まき・チューリップの球根植え		
		●	幼稚園説明会		
		●	親子トランポリン		
		●	花園こどもフェスタ2020		
		●	親子でクッキング		
		●	移動動物園		
		●	いちごがり		
		●	ひなまつりコンサート		

		中止（※1）	令和2年度（2020年度）実績	中止（※1）	令和3年度（2021年度）予定
幸田児童館	児童館行事	●	トイレトレーニング	●	トイレトレーニング
		●	歯と栄養の話		リトミック講習
		●	救急法（AED講習）		運動あそび
		●	リトミック講習		作ってあそぼう
		●	バレンタインお菓子づくり		しめなわをつくろう
		●	運動会		救急法（AED講習）
		●	クリスマス会		クリスマス会
		●	豆まき会		豆まき会
		●	お別れ会	●	お別れ会
					おはなしたまてばこ
	朝の活動	●	カレンダーづくり（毎月）	●	栄養士さんの話
		●	お誕生会	●	はじめましての会
		●	おはなしタイム	●	七夕かざりづくり
		●	七夕かざりづくり		カレンダーづくり（毎月）
		●	親子で壁面づくり（春夏秋冬）	●	運動会ごっこ
		●	運動会ごっこ	●	ボーリングあそび
		●	体操、手あそび、絵本の読み聞かせ	●	お誕生会
		●	砂場あそび		体操、手あそび、絵本の読み聞かせ(毎月)
		●	とびばこ・てつぼう教室	●	砂場あそび
		●	ボーリングあそび		クレヨンであそぼう
	地域組織活動	●	親睦会	●	親睦会・説明会
		●	新幹線ハイク		
		●	身体測定		・今後は状況に応じて活動内容を決めていく
		●	すいかわり		
		●	親子ビクス		
		●	運動会		
		●	ハローウインパーティ		
		●	もこもこバザー		
		●	おわかれ遠足（いちご狩り）		
		●	おわかれ会		
南部児童館	児童館行事	●	歯科相談会（歯の話）		歯科相談会（歯の話）
		●	栄養相談会（乳幼児の栄養について）		栄養相談会（乳幼児の栄養について）
		●	夏まつり		夏まつり
		●	子育てサロン		子育てサロン
			リ・グラスアートでプレゼント作り		リ・グラスアートでプレゼント作り
		●	芋ほり		芋ほり
			肥後ちょんかけごま教室		クリスマス会
		●	クリスマス会		豆まき
		●	豆まき		卒館式
		●	卒館式		
	朝の活動	●	はじめまして、こんにちは	●	はじめまして、こんにちは
		●	こいのぼりを作ろう		こいのぼりを作ろう（製作キットにて実施）
		●	おはなし会		おはなし会
		●	身体測定		身体測定
		●	たなばた飾り		たなばた飾り
		●	運動会	●	運動会
		●	落ち葉拾いに出かけよう		落ち葉拾いに出かけよう
		●	手作りおもちゃで遊ぼう		手作りおもちゃで遊ぼう
		●	お正月遊び		お正月遊び
		●	お別れ会		お別れ会
	地域組織活動		母親クラブが発足できなかったため 年間実績なし		ママ・パパ講座(3B体操ほか)
					救急法
					ミルク牧場で遊ぼう！
					水遊びに行こう！
					夏まつり
					もちつき会
					豆まき

		中止（※1）	令和2年度（2020年度）実績	中止（※1）	令和3年度（2021年度）予定
清水児童館	児童館行事	●	誕生会（３ヶ月ごと）		親子リトミック
		●	ミニ七夕会		親子ふれあい体操
		●	交通安全教室		歯科指導
		●	親子ふれあい体操		誕生会（３ヶ月ごと）
			親子リトミック		七夕会
			歯科指導		運動会
			運動会ごっこ		クリスマス会
			クリスマス会		交通安全教室
			節分「豆まき会」		節分「豆まき会」
			ベビーマッサージ		ベビーマッサージ
	朝の活動	●	こいのぼり作り	●	こいのぼり作り
		●	しゃぼん玉遊び		しゃぼん玉遊び
		●	すくすく身体測定		すくすく身体測定
		●	消防署訪問とプレゼント作り		消防署訪問とプレゼント作り
		●	お正月遊び		七夕飾り作り
			七夕飾りづくり		月の壁面作り
			月の壁面装飾		クリスマスカード作り
			お話会		お話会
			災害安全訓練		災害安全訓練
			ひな人形制作		ひな人形制作
	地域組織活動		はじめましての会		はじめましての会
			お別れ遠足	●	花壇に花を植えよう
		●	しゃぼん玉遊び	●	遊具点検
		●	親子イングリッシュ		しゃぼん玉遊び
		●	親子簡単クッキング	●	救急法（ＡＥＤ講習会）
		●	救急法（AED講習会）		運動会
		●	お正月遊び		七夕会
		●	ハロウィンを楽しもう		ハロウィンを楽しもう
		●	親子で大掃除		クリスマスツリー飾り付け
		●	人形劇		人形劇
龍田児童館	児童館行事	●	歯と栄養の話		歯と食事について
		●	なわとび教室		交通安全教室
		●	とびばこ・てつぼう教室		救急法講習
		●	交通安全教室		子育てサロン（ベビーオイルマッサージ）
			児童クラブ（絵画造形・卓球・●キッズダンス）		子育てサロン（親子ふれあい遊び）
			小学生単発講座（リ・グラスアート）		児童クラブ（絵画造形・卓球・総合うんどう）
			救急法講習	●	小学生単発講座（万華鏡作り）
		●	小学生単発講座（クリスマスケーキ作り）		なわとび教室
			子育てサロン（ベビーオイルマッサージ）		節分豆まき会
		●	節分豆まき会		お話しボランティア
	朝の活動	●	カレンダー制作		おうちで作ろう
		●	誕生会		体操の日
		●	七夕		絵本の日
		●	プール遊び		パネルシアター
		●	親子ふれあい遊び		身体測定
		●	すくすく広場		安全訓練
		●	お話し会		戸外遊び
		●	絵本の読み聞かせ		親子ふれあい遊び
		●	節分製作		楽器遊び
			安全訓練・身体測定・体操・手遊び		
	地域組織活動		総会・お見知り会・公園点検		総会・お見知り会・公園点検
		●	人形劇・スイカ割り	●	人形劇
		●	ミニバレー		七夕制作
		●	トランポリン教室		わんぱく運動会
			わんぱく運動会		敬老の日のプレゼント作り
			敬老の日のプレゼント作り		秋の遠足
			秋の遠足・芋ほり		芋ほり
		●	餅つき・ぜんざい会		親子ふれあいコンサート
			クリスマス会		クリスマス会
			お楽しみ会・お別れ遠足		お楽しみ会・お別れ遠足

児童クラブの活動

【令和２年度（2020年度）実績】

（注1）（●）：新型コロナウイルス感染拡大により中止したクラブ

児童館	令和2年度（2020年度）実績											
	クラブ名	対象者（学年）	実施				受付方法			定員数	申込数	倍率
			中止（注1）	実施月	曜日	回数	受付期間	申込方法	決定方法			
西原公園児童館	珠算クラブ	2年生以上	●	10月～12月	土	5	2/1～2/16	窓口	抽選	28	39	1.4
	書道①クラブ	3年生以上	●	10月～12月	土	5	2/1～2/16	窓口	抽選	18	16	0.9
	書道②クラブ	3年生以上	●	10月～12月	土	5	2/1～2/16	窓口	抽選	15	11	0.7
	書道③クラブ	3年生以上	●	10月～12月	土	5	2/1～2/16	窓口	抽選	18	15	0.8
	硬筆クラブ	3年生以上	●	10月～12月	土	5	2/1～2/16	窓口	抽選	12	21	1.8
	卓球クラブ	3年生以上	●	10月～12月	土	5	2/1～2/16	窓口	抽選	16	16	1.0
託麻児童館	創作クラブ	1年～3年生	●	5月～7月 9月～12月	土	7	1/20～4/19	往復はがき	抽選	15	13	0.9
	絵画クラブ	3年生以上	●	5月～7月 9月～12月	土	7	1/20～4/19	往復はがき	抽選	15	14	0.9
	運動クラブ	小学生	●	5月～7月 9月～12月	土	7	1/20～4/19	往復はがき	抽選	25	28	1.1
秋津児童館	キッズフラダンスクラブ（幼児）	年少～年長	●	5月～7月	土	7	2～3月	・窓口 ・往復はがき	抽選	13	8	1
	キッズフラダンスクラブ（小学生）	小学生	●	5月～7月	土	7	2～3月	・窓口 ・往復はがき	抽選	13	2	0
	運動あそびクラブ	年長以上	●	5月～7月	土	7	2～3月	・窓口 ・往復はがき	抽選	20	1	0
	絵画・造形クラブ	1年～3年生	●	1月～2月	土	6	11～12月	・窓口 ・往復はがき	抽選	15	－	－
東部児童館	スポーツクラブ	小学生		5月～9月	土	3	4/1～4/23	・窓口 ・往復はがき ・ホームページ等	抽選	30	68	2.3
	親子プログラミング教室	1～3年生		7月	日	1	6/3～6/17	・窓口 ・往復はがき ・ホームページ等	抽選	10	14	1.4
	夏休み工作教室	小学生		8月	土	1	6/25～7/9	・窓口 ・往復はがき ・ホームページ等	抽選	14	21	1.5
	彫金	1～3年生	●	8月	土	2	7/21～8/4	・窓口 ・往復はがき ・ホームページ等	抽選	20	－	－
	アートクラブ	1～3年生		9月～2月	土	5	7/28～8/24	・窓口 ・往復はがき ・ホームページ等	抽選	16	27	1.7
西部児童館	アートクラブ	小学生	●	5月～11月	日	7	2/26～4/17	・窓口 ・往復はがき	抽選	14	7	0.5
	キッズ体操	1～3年生	●	5月～8月	日	7	2/26～4/17	・窓口 ・往復はがき	抽選	25	4	0.2
	ヒップホップダンス	小学生	●	12月	土	7	募集なし	・窓口 ・往復はがき	抽選	30	－	－
花園児童館	楽しくチャレンジクラブ（前期）	1～3年生	●	5～8月	土	4	4/7～4/30	・窓口 ・往復はがき	先着順	20	－	－
	楽しくチャレンジクラブ（後期）	1～3年生	●	9～12月	土	4	8/1～8/30	・窓口 ・往復はがき	先着順	20	－	－
	絵画クラブ	小学生	●	6月	土	2	4/7～4/30	・窓口 ・往復はがき	先着順	20	－	－
幸田児童館	絵画・造形クラブ	1～4年生		7月～12月	土	6	4/1～4/23	・窓口 ・往復はがき	先着順	16	7	0.4
	硬筆クラブ	小学生	●	6月～12月	土	7	4/1～4/23	・窓口 ・往復はがき	先着順	12	－	－
南部児童館	絵画造形クラブ	小学生		7月～12月	土	7	4/1～4/14	・窓口 ・往復はがき	抽選	7	20	2.9
	南部ジュニア卓球クラブ	小学生	●	4月～8月	土	7	4/1～4/14	・窓口 ・往復はがき	抽選	17	17	1
	南部ジュニア体操クラブ	小学生		9月～12月	土	7	7/23～8/18	・窓口 ・往復はがき	抽選	16	32	2
清水児童館	絵画・造形クラブ	小学生		6月～8月	日	4	4/8～5/28	・窓口 ・はがき	抽選	8	7	0.9
	ヒップホップダンス	小学生		7月～10月	土	6	5/7～6/18	・窓口 ・はがき	抽選	20	17	0.9
	体操クラブ	小学生	●	2月	土	2	1/15～2/5	・窓口 ・はがき	抽選	20	－	－
龍田児童館	絵画・造形クラブ	1～4年生		7月～11月	土	8	3/3～4/30	往復はがき	抽選	16	8	0.5
	卓球クラブ	小学生		9月～12月	土	5	3/3～4/30	往復はがき	抽選	16	10	0.6
	キッズダンスクラブ	小学生	●	6月～10月	土	9	3/3～4/30	往復はがき	抽選	25	12	0.5

【令和3年度（2021年度）予定】

（注1）（●）：講座の実施自体を中止したもの（令和3年（2021年）9月1日時点）
（注2）延期：開催時期を変更して実施予定のもの

児童館	令和3年度（2021年度）予定											
	クラブ名	対象者（学年）	実施				受付方法			定員数	申込数	倍率
			中止（注1）	実施月	曜日	回数	受付期間	申込方法	決定方法			
西原公園児童館	珠算クラブ	3年生以上	●	4月～7月 10月～1月	土	33	2/15～2/28	往復はがき	抽選	20	16	0.8
	書道①クラブ	3年生以上	●	4月～7月 10月～1月	土	30	2/15～2/28	往復はがき	抽選	20	12	0.6
	書道②クラブ	3年生以上	●	4月～7月 10月～1月	土	30	2/15～2/28	往復はがき	抽選	20	12	0.6
	硬筆クラブ	1～2年生	●	4月～7月 10月～1月	日	30	2/15～2/28	往復はがき	抽選	20	10	0.5
	卓球クラブ	3年生以上	●	4月～7月 10月～1月	土	8	2/15～2/28	往復はがき	抽選	20	7	0.4
託麻児童館	創作クラブ	1年～3年生	●	5月～7月 9月～12月	土	7	1/20～4/19	往復はがき	抽選	20	－	－
	絵画クラブ	3年生以上	●	5月～7月 9月～12月	土	7	1/20～4/19	往復はがき	抽選	20	－	－
	運動クラブ	小学生	●	5月～7月 9月～12月	土	7	1/20～4/19	往復はがき	抽選	25	－	－
秋津児童館	運動遊びクラブ①	年長以上		6月 （延期）	土	2	4月～5月 （延期）	・窓口 ・往復はがき	抽選	10	－	－
	運動遊びクラブ②	年長以上		9月	土	2	7～8月	・窓口 ・往復はがき	抽選	10	－	－
	絵画・造形クラブ	1～3年生		1～2月	土	6	11～12月	・窓口 ・往復はがき	抽選	8	－	－
東部児童館	スポーツクラブ	小学生	●	5月～7月	土	5	4/1～4/23	・窓口 ・往復はがき ・ホームページ等	抽選	30	27	0.9
	夏休み工作教室	小学生		7月	土	1	6/24～7/8	・窓口 ・往復はがき ・ホームページ等	抽選	14	16	1.1
	親子プログラミング教室	1～3年生		8月	日	1	7/1～7/15	・窓口 ・往復はがき ・ホームページ等	抽選	10	9	0.9
	アートクラブ	1～3年生		9月～2月	土	6	8月予定	・窓口 ・往復はがき ・ホームページ等	抽選	8	－	－
	走り方教室	1～3年生		10月	土	2	9月予定	・窓口 ・往復はがき ・ホームページ等	抽選	30	－	－
	縄跳び教室	1～3年生		11月	土	2	10月予定	・窓口 ・往復はがき ・ホームページ等	抽選	20	－	－
	親子門松づくり	小学生		12月	土	1	11月予定	・窓口 ・往復はがき ・ホームページ等	抽選	16	－	－
	クッキー作り	小学生		2月	土	1	1月予定	・窓口 ・往復はがき ・ホームページ等	抽選	6	－	－
西部児童館	アートクラブ	小学生		9月～12月	日	7	7/18～8/18	窓口	先着順	14	－	－
	キッズ体操	1～3年生		9月～12月	日	7	7/18～8/18	窓口	先着順	20	－	－
	ヒップホップダンス	小学生		1月～2月	日	7	12月予定	窓口	先着順	20	－	－
花園児童館	トランポリン	小学生	●	9月	土	2	9/1～9/19	・窓口 ・電話	先着順	6	－	－
	先生とあそぼう	小学生	●	10月	土	2	10/1～10/17	・窓口 ・電話	先着順	10	－	－
	クリスマスリースづくり	小学生	●	11月	土	1	11/2～11/21	・窓口 ・電話	先着順	10	－	－
	リグラスアート	小学生	●	12月	土	1	12/1～12/19	・窓口 ・電話	先着順	10	－	－
	親子プログラミング教室	1～3年生		12月	日	1	11/9～11/28	・窓口 ・電話	先着順	10	－	－
幸田児童館	絵画・造形クラブ	1～4年生		6月～12月	土	7	4/1～4/22	・窓口 ・往復はがき	先着順	8	8	1
	硬筆クラブ	小学生		6月～12月	土	7	4/1～4/22	・窓口 ・往復はがき	先着順	8	4	0.5
南部児童館	絵画造形クラブ	小学生		8月～12月	土	7	4/1～4/13	・窓口 ・往復はがき	抽選	8	12	1.5
	南部ジュニア卓球クラブ	小学生		7月～9月	土	7	4/1～4/13	・窓口 ・往復はがき	抽選	12	12	1
	南部ジュニア体操クラブ	小学生		9月～12月	土	7	7/23～8/18	・窓口 ・往復はがき	抽選	16	－	－
清水児童館	絵画・造形クラブ	小学生		6月～8月	日	4	4/8～6/11	・窓口 ・はがき	抽選	8	8	1.0
	ヒップホップダンス	小学生		7月～10月	土	9	5/7～6/18	・窓口 ・はがき	抽選	20	16	0.8
	体操クラブ	小学生		1月～3月	土	7	12/7～1/7	・窓口 ・はがき	先着順	8	－	－
龍田児童館	絵画・造形クラブ	1～4年生		7月～10月	土	6	3/12～4/16	往復はがき	抽選	8	11	1.4
	総合うんどうクラブ	小学生		7月～10月	土	6	3/12～4/16	往復はがき	抽選	12	13	1.1
	卓球クラブ	小学生		9月～12月	土	6	3/12～4/16	往復はがき	抽選	10	10	1.0

職員研修及び情報交換

担当者会議

年に8回程度、各児童館の担当者の情報交換を行い、各館の情報の共有化及び連携を深めている。また、様々な課題解決に向けた検討協議を行う。

初任者研修

初任者児童厚生員等を対象に児童館の概要や児童厚生員の役割などについての研修を実施し、職員の資質向上を図る。

児童厚生員研修

講師による実技研修等を行い児童厚生員等の資質向上を図るとともに、児童館活動の充実を目的とし意見交換会を実施。

実務活性化会議

児童館をよりよく運営していくため、日々の活動の中から、問題点・疑問点を見出し、情報交換の実施等の情報の共有化による連携及び技術の向上を図る。

子育てほっとステーション会議

各関係機関が緊密に連携し、地域の子育て支援を共同で行うため、総合子育て支援センターを中心として、各児童館、各子育て支援センター、子ども文化会館、各区保健子ども課等の担当者の情報交換、研修等を年4回程度実施する。第2回以降は5ブロック（5区）に分かれて実施している。

【研修及び情報交換会内容】

	令和2年度（2020年度）実績				令和3年度（2021年度）計画			
	実施日	人数	担当館	内容	実施日	人数	担当館	内容
初任者研修	書面開催	10名	子ども支援課	≪子ども支援課≫ ・児童館の役割・運営、関係法令について ※感染拡大防止のため研修資料を全児童館に配布し実施 ※児童館の活動見学は中止	書面開催	12名	子ども支援課	≪子ども支援課≫ ・児童館の役割・運営、関係法令について ※感染拡大防止のため研修資料を全児童館に配布し実施 ※児童館の活動見学は中止
児童厚生員研修	3月9日（火）	13名	東部	New　Normal時代のLife　skill ～今日から始めるアンガーマネジメント～ 講師：丸山　美香氏 （子ども支援課職員）	7月16日（金）	14名	幸田	安全管理マニュアルについて～救急法～ 講師：赤星　公枝 （元東部児童館・副主任）
	11月6日（金）	14名	龍田	０・１・２歳児向けの活動 講師：緒方　保美　氏 (Fun&Fit) 内容：講話及び実技	11月24日（水）	13名	託麻	２・３歳児向け活動 講師：高戸　里美氏 （２２世紀親子からだ育て塾）
実務活性化会議	書面開催	24名	ー	保護者対応について	10月15日（金）	17名	西部	お家で作ろう制作キット
	中止	ー	ー		書面開催	15名	花園	事前アンケートに基づく協議

児童館の広報について

各児童館で広報誌を発行し、児童館での配布のほか、近隣の保育園・幼稚園・小学校に配布するとともに、熊本市のホームページへ掲載している。

また、各行事の際にはチラシやポスターを作成し、児童館内や管区内の小学校などに配布している。

児童館	広報の種類	配布先	記事の内容	配布時期	発行回数	
					令和3年度予定	令和2年度実績
西原公園児童館	児童館ホームページ	閲覧者	児童館だより・児童館施設案内（遊具等）・活動の様子・児童館行事の案内・単発講座案内	毎月更新	年12回	年12回
	ひよこっこだより	幼児教室入会者	児童館の行事予定	前月下旬	年12回	年10回
	児童クラブだより	児童クラブ入会者		前月下旬	年12回	年4回
	ふれあい文化センター広報誌（かけはし）	地域住民		前月下旬	年12回	年12回
託麻児童館	児童館だより	各自治会、小学校、各児童館(室)等の関係各課、託麻クラブ会員	・児童館行事 ・児童からのお知らせ	毎月20日	年12回	年12回
	児童館ホームページ	閲覧者		毎月更新	毎月更新	毎月更新
秋津児童館	児童館だより	近隣地域の小学校(5校)、幼稚園・保育園・こども園(17園)、子育てサークル(7校区)、子育て支援センター(5カ所)、秋津デイサービスセンター、児童館、公民館内掲示スペース	・児童館行事全般 (月の活動予定、単発教室等) ・児童クラブ募集 ・単発教室の募集 ・子育てサークル情報	毎月末	年12回	年12回
	秋津公民館ホームページ	閲覧者	児童館だより、児童クラブの案内や応募方法、イベントの告知、児童館の利用の仕方等	毎月末	年12回	年12回
	子育て応援情報提供コーナー	プレイルーム等に設置	児童館だより、秋津近隣地域子育てサークルチラシ、他児童館・児童室・東区の子育て支援センターのお便り掲示等	通年常設	通年常設	通年常設
	児童館夏祭りポスター	児童館だよりと共に配布、児童館・公民館内に掲示	祭りの内容や会場図	中止	中止	中止
	校区子育てサークルへ参加	近隣校区の子育てサークル	児童館の紹介と今月のお勧め行事等の紹介	2か月に1回程度	7回	0回
東部児童館	じどうかんだより	熊本市ホームページ添付 管内(幼・保・小)・熊日・母子施設 子育て支援関係施設　来館者	乳幼児を対象として活動の広報	年12回	年12回	年12回
	児童館だより小学生版		小学生を対象とした活動広報	年12回	年12回	年12回
	児童館行事・短期単発講座案内等		児童館行事短期単発講座のお知らせ	随時	随時	随時
	東部まちづくりセンターだより	区管内の各町内の自治会の回覧板により周知 来館者（希望者）	公民館全体の活動や募集 児童館のこあらっこなど子育て支援活動の予定・紹介	年12回	年12回	年12回
	東部児童館ホームページ	閲覧者	児童館行事・活動のお知らせ 講座案内・応募等について	毎月更新	年12回	年12回
西部児童館	西部児童館だより（小学生版）	区管内公立小学校、市関係機関、児童館・児童室、来館者	児童館行事、児童クラブ開催日程、児童館からのお知らせ等	年12回	年12回	年12回
	にこにこだより（乳幼児向け）	区管内子育て支援センター、市関係機関、児童館・児童室、来館者	児童館行事、児童館からのお知らせ、朝の活動及び母親クラブの活動日程等	年12回	年12回	年12回
	西部まちづくりセンター・公民館だより	区管内各町内自治会回覧版による周知、来館者	「西部児童館だより」「にこにこだより」に掲載の行事・朝の活動等の日程、お知らせ等	年12回	年12回	年12回
	西部児童館ホームページ	熊本市ホームページ閲覧者	児童館だより・にこにこだよりの掲載、施設案内、活動の様子、行事・児童クラブ・短期講座・母親クラブの案内等	毎月更新	年12回	年12回
	児童館行事ポスター、チラシ	区管内公立小学校、館内掲示	短期講座・児童クラブ等への参加募集及び内容のお知らせ	随時	行事毎	行事毎
花園児童館	花園まちづくりセンター公民館だより	・管内各町内の自治会回覧板、掲示板により周知 ・公民館来館者（希望者）	・花園児童館だよりに掲載する事、児童クラブ及び児童館からのお知らせ等 ・朝の活動、母親ｸﾗﾌﾞの日程	毎月末	年12回	年12回
	花園児童館だより（乳幼児、小学生向け）	・管内の小学校（花園、城西、池田の3校） ・市の関係機関（子ども支援課、保健子ども課、保育園、支援センター、こども文化会館、あゆみ子どもセンター） ・児童館、児童室 ・来館者（希望者）	・児童館行事とお知らせ ・児童クラブ活動内容、持ち物等のお知らせ ・朝の活動内容、申込期間、準備物等のお知らせ ・母親クラブの日程、活動内容、持ち物、申込期間のお知らせ	毎月末	年12回	年12回
	花園児童館行事ポスターチラシ	・児童館、公民館、掲示板等	・児童クラブ等参加申込み	随時	行事の都度	行事の都度
	花園児童館ホームページ	閲覧者	・花園児童館だより、施設案内（広場、部屋、遊具等） ・活動内容案内、児童クラブ・母親クラブ活動等の案内	毎月更新	年12回	年12回

児童館	広報の種類	配布先	記事の内容	配布時期	発行回数	
					令和3年度予定	令和2年度実績
幸田児童館	児童館だより（幼児向け）	各児童館・児童室、希望者、児童館来館者、総合子育て支援センター、幸田子育て支援センター、南区役所保健子ども課	児童館行事、児童館からのお知らせ	毎月末	年12回	年12回
	児童館だより（小学生向け）	児童館来館者、希望者、小学校４校（田迎・御幸・田迎南・田迎西）	児童館行事、児童クラブ、児童館からのお知らせ	毎月末	年12回	年12回
	幸田だより	管内の自治会に配布	児童館行事、児童クラブ、児童館 からのお知らせ等	毎月末	年12回	年12回
	母親クラブ ポスター・チラシ	児童館来館者	母親クラブ活動案内	必要に応じて	随時	年10回
南部児童館	児童館だより（幼児版）	・朝の活動参加者及び来館者 ・総合子育て支援センター ・南区役所保健子ども課 ・各児童館・児童室 ・飽田総合出張所・各子育て支援センター ・富合まちづくりセンター	児童館行事、児童館からのお知らせ	毎月	年12回	年12回
	児童館だより（小学生版）	・6つの小学校の児童 ・各児童館・児童室 ・南区役所保健子ども課 ・飽田まちづくりセンター ・富合まちづくりセンター	児童館行事、児童館からのお知らせ	毎月（４、５月は合併号）	年11回	年11回
	みなみ（南部まちづくりセンター）	回覧板にて各家庭	児童館行事、児童館からのお知らせ	毎月	年12回	年12回
	る・べべだより（母親クラブ）	・母親クラブ会員 ・朝の活動参加者	母親クラブの活動案内	毎月	無し	無し
	児童館だより（特別号）	6つの小学校の児童（小学生対象）	短期教室などの行事案内	必要に応じて	随時発行	1回
清水児童館	じどうかん便り（小学生版）	公民館ＨＰ添付・管内小学校4校 子育て支援関係施設4ヶ所 児童館・児童施設14ヶ所・来館者	児童館行事・児童クラブ 児童館からのお知らせ	毎月末	年11回	年11回
	じどうかん便り（乳幼児版）	公民館ＨＰ添付・管内幼稚園１園 子育て支援関係施設8ヶ所 児童館・児童室14ヶ所・来館者	児童館行事（イベント含み） 児童館からのお知らせ	毎月末	年12回	年12回
	公民館だより（じどうかん便り・地域版）	公民館ホームページ 管内（各自治会） 地域回覧版	児童館行事 児童館からのお知らせ	毎月末	年12回	年12回
	活動の様子掲示	児童館内	児童館主催の行事の様子を、写真と共に掲示	児童館行事後	年2回	年2回
	清水公民館ホームページ内	閲覧者	児童館行事・子育て支援 朝の活動のご案内	児童館行事後	年2回	年2回
	熊本市ＳＮＳ	閲覧者	児童館行事・子育て支援 朝の活動のご案内	児童館行事後	年2回	年2回
龍田児童館	じどうかん便り（小学生向け）	公民館近隣の7小学校 地域内幼稚園・保育園10か所 熊本市子育て関連施設１１か所 市内の児童館・児童室14か所	児童館行事・児童クラブ・児童館からのお知らせ	毎月末	年12回	年12回
	たんぽぽ広場（乳幼児向け）	地域内幼稚園・保育園10か所 熊本市子育て関連施設11か所 市内の児童館・児童室14か所	児童館行事・子育てサロン案内・たんぽぽクラブ活動案内	毎月末	年12回	年12回
	公民館便り	まちづくりセンター管内6校区の町内自治会を通じて配布	児童館行事・児童館からのお知らせ等	毎月初旬	年12回	年12回

児童館の予算について

西原公園児童館を除く9児童館については、まちづくりセンター等との複合施設のため、児童館の事業経費のみが対象となる。
西原公園児童館については、単独館のため、事業費及び施設管理経費等が対象となる。

児童館予算資料（R3当初予算・R2決算）

令和3年度（2021年度）当初予算

（単位：千円）

	西原公園	託麻	秋津	東部	西部	花園	幸田	南部	清水	龍田	共通	総合計
人件費	2,632	2,566	5,129	5,484	5,129	5,129	5,129	5,129	5,129	5,129	-	46,585
報償費	639	126	108	165	156	82	126	132	153	186	30	1,903
需用費	1,112	368	502	391	390	400	419	361	361	362	568	5,234
役務費	110	11	11	11	11	11	11	11	11	11	-	209
委託料	1,084	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,084
使用料等	138	1	5	-	-	-	-	-	-	-	-	144
備品購入費	73	172	-	-	-	199	253	369	810	378	188	2,442
補助費	108	150	150	150	150	150	150	150	150	150	-	1,458
合計	5,896	3,394	5,905	6,201	5,836	5,971	6,088	6,152	6,614	6,216	786	59,059

※令和3年度（2020年度）追加予算　新型コロナウイルス感染症対策経費（上記予算外）
・国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業を活用し、１児童館あたり300,000円の追加予算を計上。
　消毒液やマスク等の購入等に充てる。

令和2年度（2020年度）決算

（単位：千円）

	西原公園	託麻	秋津	東部	西部	花園	幸田	南部	清水	龍田	共通	総合計
人件費	2,404	2,317	4,770	4,403	6,345	4,750	4,689	4,713	4,694	4,758	-	43,843
報償費	134	-	-	60	6	-	36	84	72	72	12	476
需用費	802	387	491	445	390	401	483	466	417	388	849	5,519
役務費	284	-	10	11	11	10	11	5	11	11	-	364
委託料	759	-	-	-	-	-	-	-	-	-	99	858
使用料等	66	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	70
工事請負費	40,738	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	40,738
備品購入費	112	98	282	100	81	173	182	94	95	100	-	1,317
補助費	8	-	-	52	-	-	-	-	-	-	-	60
合計	45,307	2,802	5,557	5,071	6,833	5,334	5,401	5,362	5,289	5,329	960	93,245

各項目の説明

人件費	児童館の児童厚生員の給与及び共済費等	役務費	主にマット等のクリーニング代 電話料・回数券（西原公園児童館のみ）
報償費	主に児童館で実施する講座の講師謝礼		
需用費	児童館で使用する消耗品（文具、おもちゃ等） 児童館の救急用品購入費 児童館備品などの修繕費 施設の光熱費（西原公園児童館のみ） 等の事業及び施設管理に係る費用	委託料	施設清掃等の委託にかかる費用
		使用料等	主に複写機使用料
		工事請負費	児童館耐震化工事費
		備品購入費	児童館で使用する備品購入費
		補助費	主に地域組織活動への事業補助

※『共通』については、西原公園児童館を除く9児童館を対象する。
　令和2年度（2020年度）は、新型コロナウイルス感染症対策として消毒液等を購入した。
　西原公園児童館については、耐震化工事を行った。

関係法令 抜粋 （令和3年4月1日現在）

【児童福祉法】

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのつとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条　全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。
② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。
③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたつて、常に尊重されなければならない。

第七条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。
② (略)

第四十条 児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。

第四十五条 都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。
② 都道府県が前項の条例を定めるに当たつては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。
一 児童福祉施設に配置する従業者及びその員数
二 (略)
三 (略)
③ 児童福祉施設の設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。
④ 児童福祉施設の設置者は、児童福祉施設の設備及び運営についての水準の向上を図ることに努めるものとする。

第四十六条 都道府県知事は、第四十五条第一項及び前条第一項の基準を維持するため、児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親に対して、必要な報告を求め、児童の福祉に関する事務に従事する職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
② 第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。
③ 都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が第四十五条第一項の基準に達しないときは、その施設の設置者に対し、必要な改善を勧告し、又はその施設の設置者がその勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。
④ 都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が第四十五条第一項の基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聴き、その施設の設置者に対し、その事業の停止を命ずることができる。

【児童福祉施設の設備及び運営に関する基準】

第一条　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第四十五条第二項の厚生労働省令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。
一　法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準　第八条ただし書（入所している者の保護に直接従事する職員に係る部分に限る。）、第十七条、第二十一条、第二十二条、第二十二条の二第一項、第二十七条、第二十七条の二第一項、第二十八条、第三十条第二項、第三十三条第一項（第三十条第一項において準用する場合を含む。）及び第二項、第三十八条、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十三条、第四十九条、第五十八条、第六十三条、第六十九条、第七十三条、第七十四条第一項、第八十条、第八十一条第一項、第八十二条、第八十三条、第八十八条の三、第九十条並びに第九十四条から第九十七条までの規定による基準
二～三　略
四　法第四十五条第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべき基準　この省令に定める基準のうち、前三号に定める規定による基準以外のもの
2　設備運営基準は、都道府県知事の監督に属する児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（児童福祉施設の長を含む。以下同じ。）の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。
3　厚生労働大臣は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と児童福祉施設）
第四条　児童福祉施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。
2　最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（設備の基準）
第三十七条　児童厚生施設の設備の基準は、次のとおりとする。
一　児童遊園等屋外の児童厚生施設には、広場、遊具及び便所を設けること。
二　児童館等屋内の児童厚生施設には、集会室、遊戯室、図書室及び便所を設けること。

（職員）
第三十八条　児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。
2　児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
一　都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
二　保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある児童厚生施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格を有する者
三　社会福祉士の資格を有する者
四　学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの
五　教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者
六　次のいずれかに該当する者であつて、児童厚生施設の設置者（地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、都道府県知事）が適当と認めたもの
イ　学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
ロ　学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者
ハ　学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
ニ　外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

【熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例】

第6章 児童厚生施設

(設備の基準)
第53条 児童遊園その他の屋外の児童厚生施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。
(1) 広場
(2) 遊具
(3) 便所
2 児童館その他の屋内の児童厚生施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。
(1) 集会室
(2) 遊戯室
(3) 図書室
(4) 便所

(従業者の配置の基準等)
第54条 児童厚生施設に配置しなければならない従業者は、児童の遊びを指導する者とする。
2 前項の児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
(1) 基準省令第38条第2項第1号に規定する都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
(2) 保育士の資格を有する者
(3) 社会福祉士の資格を有する者
(4) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
(5) 教職員免許法(昭和24年法律第147号)に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者
(6) 次のアからエまでのいずれかに該当する者であって、児童厚生施設の設置者(地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあっては、知事)が適当と認めたもの
ア 大学において社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)
イ 大学において社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、学校教育法第102条第2項の規定により大学院(学校教育法第97条に規定する大学院をいう。以下同じ。)への入学が認められた者
ウ 大学院において社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
エ 外国の大学において社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(遊びの指導を行うに当たって遵守すべき事項)
第55条 児童厚生施設における遊びの指導は、児童の自主性、社会性及び創造性を高め、もって地域における児童の健全育成活動の助長を図るよう行われなければならない。

(業務の質の評価等)
第56条 児童厚生施設は、自らその行う法第40条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常に当該業務の質の改善を図るよう努めなければならない。

(保護者との連絡)
第57条 児童厚生施設の長は、必要に応じ児童の健康及び行動について当該児童の保護者に連絡しなければならない。

【熊本市児童館条例】

（設置）
第1条 児童の心身ともに健やかな育成を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づき、本市に児童館を設置する。

（名称及び位置）
第2条 児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
西原公園児童館	熊本市中央区九品寺4丁目24番4号
託麻児童館	熊本市東区長嶺東7丁目11番15号
秋津児童館	熊本市東区秋津3丁目15番1号
東部児童館	熊本市東区錦ケ丘1番1号
西部児童館	熊本市西区小島2丁目7番1号
花園児童館	熊本市西区花園5丁目8番3号
幸田児童館	熊本市南区幸田2丁目4番1号
南部児童館	熊本市南区南高江6丁目7番35号
城南児童館	熊本市南区城南町舞原451番地9
清水児童館	熊本市北区清水亀井町14番7号
龍田児童館	熊本市北区龍田弓削1丁目1番10号

（事業）
第3条 児童館は、次に掲げる事業を行う。
(1) 児童の健康を増進し、情操を豊かにするための遊びの施設等を提供すること。
(2) 健全な遊びを通じ、児童の集団的又は個別的な指導を行うこと。
(3) 子ども会、母親クラブ等の地域組織活動の育成支援を図ること。
(4) 前3号に掲げるもののほか、地域の児童の健全育成のための活動その他の児童館の設置目的を達成するために必要な事業

（使用できる者の範囲）
第4条 児童館を使用することができる者は、次に掲げるものとする。
(1) おおむね小学校終了までの児童。ただし、小学校就学前の児童については、保護者の同伴する者に限る。
(2) 子ども会等児童によって組織された団体
(3) 母親クラブ等児童の健全育成を目的として組織された団体
(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認めた者
（使用の許可）
第5条 児童館を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。
2 市長は、前項の許可について必要な条件を付することができる。

（使用の制限）
第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用を許可せず、既にした許可を取り消し、立入りを拒否し、又は退去を命ずることができる。
(1) 児童館の設置目的に反する使用をし、又はそのおそれがあるとき。
(2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反し、又はそのおそれがあるとき。
(3) 公の秩序を乱し、若しくは善良な風俗を害し、又はそのおそれがあるとき。
(4) 児童館の施設を毀損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあるとき。
(5) 前各号に掲げるもののほか、管理運営上支障があると認められるとき。
2 前項の規定による許可の取消し等により生じた損害については、市はその責めを負わない。

（使用料）
第7条 児童館の使用料は、無料とする。

（損害賠償の義務）
第8条　児童館を使用する者は、児童館の建物又は設備を毀損し、又は滅失したときは、速やかに原状に回復し、又は市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（運営審議会）
第9条　児童館（城南児童館を除く。）の運営を効果的に行うため、熊本市児童館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。
2　審議会の委員は、15人以内とし、市長が委嘱する。
3　審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
4　審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（指定管理者による管理）
第10条　城南児童館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって本市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者の指定の手続）
第11条　前条の規定による指定を受けようとするものは、城南児童館の事業計画書その他規則で定める書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。
2　市長は、前項の規定による申請があったときは、申請があったもののうちから、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。
(1)　城南児童館の運営が、利用者の平等利用を確保することができること。
(2)　その事業計画書の内容が、城南児童館の効用を最大限に発揮させるとともにその管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
(3)　その事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること。
(4)　第3条各号に掲げる事業について十分な専門的知識及び技能を持った人材を有していると認められること。
(5)　前各号に掲げるもののほか、市長が定める基準

（指定管理者が行う管理の基準）
第12条　指定管理者は、この条例に定めるもののほか、法令、この条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、城南児童館の管理を行わなければならない。

（指定管理者が行う業務）
第13条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
(1)　城南児童館の使用の許可及びその取消しに関する業務
(2)　城南児童館の維持管理に関する業務
(3)　第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務
(4)　前3号に掲げるもののほか、城南児童館の管理運営上市長が必要と認める業務
（協定の締結）
第14条　指定管理者は、指定を受けるときは、市と城南児童館の管理に関する協定を締結しなければならない。
2　前項の協定に定める事項は、規則で定める。

（指定の取消し等に係る損害賠償）
第15条　市長が指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。
（秘密保持義務等）
第16条　指定管理者及び指定管理者の行う事務に従事している者又は従事していた者は、熊本市個人情報保護条例（平成13年条例第43号）第12条の2に規定するところにより個人情報を適切に管理するほか、城南児童館の管理に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

（委任）
第17条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則
（施行期日）
1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
（熊本市西原公園児童館条例の廃止）
2 熊本市西原公園児童館条例（昭和52年条例第27号）は、廃止する。
（経過措置）
3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前において、前項の規定による廃止前の熊本市西原公園児童館条例第5条又は熊本市区の設置等に関する条例（平成23年条例第61号）附則第2項の規定による廃止前の熊本市市民センター設置条例（昭和58年条例第7号。以下「廃止前の市民センター設置条例」という。）第6条の規定によりなされた使用の許可で施行日以後の使用に係るものについては、第5条の規定によりなされた使用の許可とみなす。
4 施行日の前日において廃止前の市民センター設置条例第10条第2項の規定により委嘱されている熊本市児童館運営審議会の委員（以下「旧熊本市児童館運営審議会委員」という。）は、第9条第2項の規定により審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の最初の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、旧熊本市児童館運営審議会委員の残任期間とする。

附 則
1 この条例は、平成26年3月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

【熊本市児童館条例施行規則】

（趣旨）
第1条　この規則は、熊本市児童館条例（平成23年条例第80号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（開館時間）
第2条　児童館の開館時間は、午前9時から午後5時まで（城南児童館にあっては、午前9時30分から午後5時30分まで）とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

（休館日）
第3条　児童館の休館日は、次の各号に掲げる児童館の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、これを変更し、臨時に休館することができる。
(1)　城南児童館以外の児童館　次に掲げる日
ア　月曜日（月曜日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）
イ　12月29日から翌年1月3日まで
(2)　城南児童館　次に掲げる日
　ア　毎月の第4水曜日（当該水曜日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）
　イ　12月29日から翌年1月4日まで

（使用手続）
第4条　児童館を使用（団体による使用を除く。）しようとする者は、児童館使用証（様式第1号。以下「使用証」という。）の交付を受けなければならない。
2　前項の規定により使用証の交付を受けた者は、条例第5条第1項の許可を受けたものとみなす。

（使用証）
第5条　前条第1項の規定により使用証の交付を受けた者が児童館を使用するときは、当該使用証を受付に提示しなければならない。

（団体使用手続）
第6条　児童館を団体で使用しようとするときは、使用日前7日までに児童館団体使用許可申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。
2　市長は、前項に規定する申請書を審査し、児童館の使用を適当と認めたときは、児童館団体使用許可証（様式第3号）を交付するものとする。

（使用者の遵守事項）
第7条　第4条及び前条の許可を受けて児童館を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
(1)　児童館内で飲食し、又は火気を使用しないこと。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。
(2)　児童館内で喫煙しないこと。
(3)　児童館内で物品を展示し、販売し、又はこれらに類する行為をしないこと。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。
(4)　使用した設備、備品等は、原状に復して整理整頓をすること。
(5)　他人に迷惑を及ぼすおそれのある行為をしないこと。
(6)　人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる物品又は動物等（身体障害者補助犬を除く。）を持ち込まないこと。
(7)　児童館の職員の指示に従うこと。

（審議会の構成）
第8条　条例第9条の熊本市児童館運営審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
(1) 学識経験者
(2) 公民館の代表者
(3) 児童委員
(4) 学校長
(5) PTAの代表者
(6) ボランティア団体の代表者
(7) 子ども会の代表者
(8) 母親クラブの代表者
(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者

（付議事項）
第9条　審議会は、次に掲げる事項について審議する。
(1) 児童館の運営方針に関すること。
(2) 児童館の使用の普及に関すること。

（指定申請書に添付する書類）
第10条　条例第11条第1項に規定する規則で定める書類は、次のとおりとする。
(1) 収支予算書
(2) 当該団体の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、当該団体の目的、組織、運営等を明らかにした会則、規約その他の書類）
(3) 当該団体の前事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録（これらの書類を作成する義務がないものにあっては、これらに類する書類）
(4) 条例第11条第2項第4号に掲げる基準を満たすことを説明する書類
(5) 市税滞納有無調査承諾書
(6) 都道府県労働局等が発行する労働保険料に係る納付証明書
(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（協定に定める事項）
第11条　条例第14条第2項に規定する協定に定める事項は、次のとおりとする。
(1) 指定期間に関する事項
(2) 管理業務の内容に関する事項
(3) 事業計画に関する事項
(4) 開館時間及び休館日に関する事項
(5) 管理業務及び経理状況の報告等に関する事項
(6) 事業報告書に関する事項
(7) 本市が支払うべき管理に係る費用に関する事項
(8) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
(9) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
(10) 事故及び損害の賠償に関する事項
(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（雑則）
第12条　この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。ただし、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。
附　則

（施行期日）
1　この規則は、平成24年4月1日から施行する。
（略）
附　則
この規則は、平成26年3月1日から施行する。

【熊本市児童館運営審議会規程】

（目的）
第1条　この規程は、熊本市児童館運営審議会（以下「審議会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。
（委員長及び職務代理者）
第2条　審議会には、委員の互選により委員長を置く。
2　委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。
3　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が委員長の職務を代理する。
（会議）
第3条　審議会の会議は、委員長が招集し、議長となる。
2　審議会は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
3　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（委任）
第4条　この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附　則
この規程は、平成13年8月28日から施行する。

子発 1001 第1号
平成 30 年 10 月1日

各都道府県知事
各指定都市市長　殿
各中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長
（　公印省略　）

児童館ガイドラインの改正について（通知）

このたび、平成 23 年3月に策定した「児童館ガイドライン」を別紙のとおり改正をしたので通知する。

改正の方向性としては、昨今の児童福祉法改正や、子どもの福祉的な課題への対応、子育て支援に対する児童館が持つ機能への期待を踏まえたものであり、主に次の観点から改正を行っている。

・児童福祉法改正及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの意見の尊重、子どもの最善の利益の優先等について示したこと
・児童福祉施設としての役割に基づいて、児童館の施設特性を新たに示し、①拠点性、②多機能性、③地域性の3点に整理したこと
・子どもの理解を深めるため、発達段階に応じた留意点を示したこと
・児童館の職員に対し、配慮を必要とする子どもへの対応として、いじめや保護者の不適切な養育が疑われる場合等への適切な対応を求めたこと
・子育て支援の実施について、乳幼児支援や中・高校生世代と乳幼児の触れ合い体験の取組の実施等内容を加筆したこと
・大型児童館の機能・役割について新たに示したこと

貴職におかれては、今般のガイドラインの改正を踏まえ、児童館の運営等が一層充実されるよう貴管内の地方公共団体及び各児童館等の関係者に周知されたく併せてお願いする。

これに伴い、「児童館ガイドラインについて」（平成 23 年3月 31 日雇児発 0331 第9号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の通知は廃止する。

本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の4第 1 項に規定する技術的な助言に当たるものである。

（別紙）

「児童館ガイドライン」

第１章　総則

１　理念

児童館は、児童の権利に関する条約（平成６年条約第２号）に掲げられた精神及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）の理念にのっとり、子どもの心身の健やかな成長、発達及びその自立が図られることを地域社会の中で具現化する児童福祉施設である。ゆえに児童館はその運営理念を踏まえて、国及び地方公共団体や保護者をはじめとする地域の人々とともに、年齢や発達の程度に応じて、子どもの意見を尊重し、その最善の利益が優先して考慮されるよう子どもの育成に努めなければならない。

２　目的

児童館は、18 歳未満のすべての子どもを対象とし、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、子どもの心身を育成し情操をゆたかにすることを目的とする施設である。

３　施設特性

⑴　施設の基本特性

児童館は、子どもが、その置かれている環境や状況に関わりなく、自由に来館して過ごすことができる児童福祉施設である。児童館がその役割を果たすためには、次のことを施設の基本特性として充実させることが求められる。

①　子どもが自らの意思でひとりでも利用することができる。
②　子どもが遊ぶことができる。
③　子どもが安心してくつろぐことができる。
④　子ども同士にとって出会いの場になることができる。
⑤　年齢等の異なる子どもが一緒に過ごし、活動を共にすることができる。
⑥　子どもが困ったときや悩んだときに、相談したり助けてもらえたりする職員がいる。

⑵　児童館における遊び

子どもの日常生活には家庭・学校・地域という生活の場がある。子どもはそれぞれの場で人やものと関わりながら、遊びや学習、休息や団らん、文化的・社会的な体験活動などを行う。特に、遊びは、生活の中の大きな部分を占め、遊び自体の中に子どもの発達を増進する重要な要素が含まれている。

⑶　児童館の特性

児童館における遊び及び生活を通じた健全育成には、子どもの心身の健康増進を図り、知的・社会的適応能力を高め、情操をゆたかにするという役割がある。このことを踏まえた児童館の特性は以下の３点である。

①　拠点性

児童館は、地域における子どものための拠点（館）である。

子どもが自らの意思で利用でき、自由に遊んだりくつろいだり、年齢の異なる子ども同士が一緒に過ごすことができる。そして、それを支える「児童の遊びを指導する者」（以下「児童厚生員」という。）がいることによって、子どもの居場所となり、地域の拠点となる。

②　多機能性

児童館は、子どもが自由に時間を過ごし遊ぶ中で、子どものあらゆる課題に直接関わることができる。これらのことについて子どもと一緒に考え、対応するとともに、必要に応じて関係機関に橋渡しすることができる。そして、子どもが直面している福祉的な課題に対応することができる。

③　地域性

児童館では、地域の人々に見守られた安心・安全な環境のもとで自ら成長していくことができ、館内のみならず子どもの発達に応じて地域全体へ活動を広げていくことができる。そして、児童館は、地域の住民と、子どもに関わる関係機関等と連携して、地域における子どもの健全育成の環境づくりを進めることができる。

４　社会的責任

⑴　児童館は、子どもの人権に十分に配慮し権利擁護に努めるとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重し、子どもに影響のある事柄に関して、子どもが意見を述べ参加することを保障する必要がある。

⑵　児童館は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に児童館が行う活動内容を適切に説明するよう努めなければならない。

⑶　児童館は、子どもの利益に反しない限りにおいて、子どもや保護者のプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意しなければならない。

⑷　児童館は、子どもや保護者の苦情等に対して迅速かつ適切に対応して、その解決を図るよう努めなければならない。

第２章　子ども理解

本章では、児童館の対象となる子どもの発達を理解するための基礎的視点を示している。児童館では、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて、一人ひとりの心身の状態を把握しながら子どもの育成に努めることが求められる。

１　乳幼児期

乳幼児は、大人によって生命を守られ、愛され、信頼されることにより、情緒が安定す

るとともに、人への信頼感が育つ。そして、身近な環境に興味や関心を持ち、自発的に働きかけるなど、次第に自我が芽生える。

乳幼児は、大人との信頼関係を基にして、子ども同士の関係を持つようになる。この相互の関わりを通じて、身体的な発達及び知的な発達とともに、情緒的、社会的及び道徳的な発達が促される。特に、乳幼児は遊びを通して仲間との関係性を育む。この時期に多様な経験により培われた豊かな感性、好奇心、探究心や思考力は、その後の生活や学びの基礎となる。

2　児童期

6歳から12歳は、子どもの発達の時期区分において幼児期と思春期との間にあり、児童期と呼ばれる。児童期の子どもは、知的能力や言語能力、規範意識等が発達し、身長や体重の増加に伴って体力が向上する。これに伴い、多様で創意工夫が加わった遊びを創造できるようになる。

おおむね6歳～8歳には、読み・書き・計算の基本的技能の習得が始まり、成長を実感する一方で、幼児期の特徴を残している。大人に見守られる中で努力し、自信を深めていくことができる。

おおむね9歳～10歳には、抽象的な言語を用いた思考が始まり、学習面でのつまずきもみられ始める。同年代の仲間や集団を好み、大人に頼らずに行動しようとする。

おおむね11歳～12歳には、知識が広がり、計画性のある生活を営めるようになる。思春期・青年期の発達的特徴の芽生えが見られ、遊びの内容や仲間集団の構成が変化し始める。自立に向けて少人数の仲間ができ、個人的な関係を大切にし始める。

3　思春期

13歳から18歳は、発達の時期区分では思春期であり、自立へ向かう時期である。この時期の大きな特徴は、自己と他者との違いを意識しながら、アイデンティティの確立に思い悩み、将来に対して大きな不安を感じることである。児童館は、中学生、高校生等の子ども（以下「中・高校生世代」という。）が集い、お互いの気持ちを表現し合うことにより、自分と仲間に対して信頼と安心を抱き、安定した生活の基盤を築くことができる。

文化的・芸術的活動、レクリエーション等に、自らの意思で挑戦することを通して、成長することができる。自己実現の場を提供し、その葛藤や成長に寄り添い、話を聴くことで、心配や不安を軽減し、喜びを共有するような役割が求められる。自己効力感や自己肯定感の醸成も自立に向かうこの時期には重要である。

第3章　児童館の機能・役割

本章では、児童館の理念と目的に基づく機能・役割を5項目に区分して示している。この章は、第4章の活動内容と合わせて理解することが求められる。

1　遊び及び生活を通した子どもの発達の増進

子どもは、遊びやくつろぎ、出会い、居場所、大人の助けなどを求めて児童館を利用す

る。その中で、子どもは遊びや友達、児童厚生員との関わりなどを通じて、自主性、社会性、創造性などを育んでいく。

児童厚生員は、子ども一人ひとりと関わり、子どもが自ら遊びたいことを見つけ、楽しく過ごせるように援助し、子どもの遊びや日常の生活を支援していく。

特に遊びの場面では、児童厚生員が子どもの感情・気分・雰囲気や技量の差などに心を配り、子ども同士が遊びを通じて成長し合えるように援助することが求められる。

そのため、児童厚生員は一人ひとりの子どもの発達特性を理解し、遊び及び生活の場での継続的な関わりを通して適切な支援をし、発達の増進に努めることが求められる。

2　子どもの安定した日常の生活の支援

児童館は、子どもの遊びの拠点と居場所となることを通して、その活動の様子から、必要に応じて家庭や地域の子育て環境の調整を図ることによって、子どもの安定した日常の生活を支援することが大切である。

児童館が子どもにとって日常の安定した生活の場になるためには、最初に児童館を訪れた子どもが「来てよかった」と思え、利用している子どもがそこに自分の求めている場や活動があって、必要な場合には援助があることを実感できるようになっていることが必要となる。そのため、児童館では、訪れる子どもの心理と状況に気付き、子どもと信頼関係を築く必要がある。

3　子どもと子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生予防・早期発見と対応

子どもと子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生を予防し、かつ早期発見に努め、専門機関と連携して適切に対応すること。その際、児童館を利用する子どもや保護者の様子を観察することや、子どもや保護者と一緒になって活動していく中で、普段と違ったところを感じ取ることが大切である。

4　子育て家庭への支援

子育て家庭に対する相談・援助を行い、子育ての交流の場を提供し、地域における子育て家庭を支援すること。

その際、地域や家庭の実態等を十分に考慮し、保護者の気持ちを理解し、その自己決定を尊重しつつ、相互の信頼関係を築くことが大切である。

また、乳幼児を対象とした活動を実施し、参加者同士で交流できる場を設け、子育ての交流を促進する。

さらに、地域における子育て家庭を支援するために、地域の子育て支援ニーズを把握するよう努める。

5　子どもの育ちに関する組織や人とのネットワークの推進

地域組織活動の育成を支援し、子どもの育ちに関する組織や人とのネットワークの中心となり、地域の子どもを健全に育成する拠点としての役割を担うこと。

その際、地域の子どもの健全育成に資するボランティア団体や活動と連携し、地域で子育てを支え合う環境づくりに協力することが求められる。

第４章　児童館の活動内容

本章では、第３章の児童館の機能・役割を具体化する主な活動内容を８項目に分けて示している。実際の活動に当たっては、この章を参照しながら、子どもや地域の実情を具体的に把握し、創意工夫して取り組むことが望まれる。

１　遊びによる子どもの育成

⑴　子どもにとっては、遊びが生活の中の大きな部分を占め、遊び自体の中に子どもの発達を増進する重要な要素が含まれている。このことを踏まえ、子どもが遊びによって心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒をゆたかにするよう援助すること。

⑵　児童館は、子どもが自ら選択できる自由な遊びを保障する場である。それを踏まえ、子どもが自ら遊びを作り出したり遊びを選択したりすることを大切にすること。

⑶　子ども同士が同年齢や異年齢の集団を形成して、様々な活動に自発的に取り組めるように援助すること。

２　子どもの居場所の提供

⑴　児童館は、子どもが安全に安心して過ごせる居場所になることが求められる。そのため、自己効力感や自己肯定感が醸成できるような環境づくりに努めるとともに、子どもの自発的な活動を尊重し、必要に応じて援助を行うこと。

⑵　児童館は、中・高校生世代も利用できる施設である。受入れに際しては、実際に利用可能な環境づくりに努めること。また、中・高校生世代は、話し相手や仲間を求め、自分の居場所として児童館を利用するなどの思春期の発達特性をよく理解し、自主性を尊重し、社会性を育むように援助すること。

⑶　児童館を利用した経験のある若者を支援し、若者の居場所づくりに協力することにも配慮すること。

３　子どもが意見を述べる場の提供

⑴　児童館は、子どもの年齢及び発達の程度に応じて子どもの意見が尊重されるように努めること。

⑵　児童館の活動や地域の行事に子どもが参加して自由に意見を述べることができるようにすること。

⑶　子どもの話し合いの場を計画的に設け、中・高校生世代が中心となり子ども同士の役割分担を支援するなど、自分たちで活動を作り上げることができるように援助すること。

⑷　子どもの自発的活動を継続的に支援し、子どもの視点や意見が児童館の運営や地域の活動に生かせるように努めること。

４　配慮を必要とする子どもへの対応

⑴　障害のある子どもへの対応は、障害の有無にかかわらず子ども同士がお互いに協力

できるよう活動内容や環境について配慮すること。

⑵ 家庭や友人関係等に悩みや課題を抱える子どもへの対応は、家庭や学校等と連絡をとり、適切な支援をし、児童館が安心できる居場所となるように配慮すること。

⑶ 子どもの間でいじめ等の関係が生じないように配慮するとともに、万一そのような問題が起きた時には早期対応に努め、児童厚生員等が協力して適切に対応すること。

⑷ 子どもの状況や家庭の状況の把握により、保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村（特別区を含む。以下同じ。）や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で協議するなど、適切に対応することが求められること。

⑸ 児童虐待が疑われる場合には、市町村又は児童相談所に速やかに通告し、関係機関と連携して適切な対応を図ること。

⑹ 子どもに福祉的な課題があると判断した場合には、地域のニーズを把握するための包括的な相談窓口としての機能を生かし、地域や学校その他相談機関等の必要な社会資源との連携により、適切な支援を行うこと。

⑺ 障害のある子どもの利用に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、合理的配慮に努めること。

5　子育て支援の実施

⑴ 保護者の子育て支援

① 子どもとその保護者が、自由に交流できる場を提供し、交流を促進するように配慮すること。

② 子どもの発達上の課題について、気軽に相談できるような子育て支援活動を実施し、保護者が広く地域の人々との関わりをもてるように支援すること。

③ 児童虐待の予防に心掛け、保護者の子育てへの不安や課題には関係機関と協力して継続的に支援するとともに、必要に応じ相談機関等につなぐ役割を果たすこと。

④ 児童館を切れ目のない地域の子育て支援の拠点として捉え、妊産婦の利用など幅広い保護者の子育て支援に努めること。

⑵ 乳幼児支援

① 乳幼児は保護者とともに利用する。児童館は、保護者と協力して乳幼児を対象とした活動を実施し、参加者同士で交流できる場を設け、子育ての交流を促進すること。

② 子育て支援活動の実施に当たっては、子どもの発達課題や年齢等を十分に考慮して行うこと。また、計画的・定期的に実施することにより、子どもと保護者との関わりを促すこと。さらに、参加者が役割分担をするなどしながら主体的に運営できるように支援すること。

⑶ 乳幼児と中・高校生世代等との触れ合い体験の取組

① 子育てにおける乳幼児と保護者の体験を広げ、子どもへの愛情を再認識する機会になるとともに、中・高校生世代等の子どもを乳幼児の成長した姿と重ね合わせる機会となるよう取り組むこと。

② 中・高校生世代をはじめ、小学生も成長段階に応じて子どもを生み育てることの意

義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解することが期待できるため、乳幼児と触れ合う機会を広げるための取組を推進すること。

③　実施に当たっては、乳幼児の権利と保護者の意向を尊重し、学校・家庭や母親クラブ等との連携を図りつつ行うこと。

⑷　地域の子育て支援

①　地域の子育て支援ニーズを把握し、包括的な相談窓口としての役割を果たすように努めること。

②　子育て支援ニーズの把握や相談対応に当たっては、保育所、学校等と連携を密にしながら行うこと。

③　地域住民やＮＰＯ、関係機関と連携を図り、協力して活動するなど子育てに関するネットワークを築き、子育てしやすい環境づくりに努めること。

6　地域の健全育成の環境づくり

⑴　児童館の活動内容等を広報するとともに、地域の様々な子どもの育成活動に協力するなど、児童館活動に関する理解や協力が得られるように努めること。

⑵　児童館を利用する子どもが地域住民と直接交流できる機会を設けるなど、地域全体で健全育成を進める環境づくりに努めること。

⑶　子どもの健全育成を推進する地域の児童福祉施設として、地域組織活動等の協力を得ながら、その機能を発揮するように努めること。

⑷　地域の児童遊園や公園、子どもが利用できる施設等を活用したり、児童館がない地域に出向いたりして、遊びや児童館で行う文化的活動等の体験の機会を提供するように努めること。

7　ボランティア等の育成と活動支援

⑴　児童館を利用する子どもが、ボランティアリーダーとして仲間と積極的に関わる中で組織的に活動し、児童館や地域社会で自発的に活動できるように支援すること。

⑵　児童館を利用する子どもが、ボランティアとして適宜、活動できるように育成・援助し、成人になっても児童館とのつながりが継続できるようにすること。

⑶　地域住民が、ボランティア等として児童館の活動に参加できる機会を提供し、地域社会でも自発的に活動ができるように支援すること。

⑷　中・高校生世代、大学生等を対象としたボランティアの育成や職場体験、施設実習の受入れなどに努めること。

8　放課後児童クラブの実施と連携

⑴　児童館で放課後児童クラブを実施する場合には、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）及び放課後児童クラブ運営指針（平成 27 年雇児発 0331 第 34 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づいて行うよう努め、児童館の持つ機能を生かし、次のことに留意すること。

①　児童館に来館する子どもと放課後児童クラブに在籍する子どもが交流できるよう

遊びや活動に配慮すること。

② 多数の子どもが同一の場所で活動することが想定されるため、児童館及び放課後児童クラブのそれぞれの活動が充実するよう、遊びの内容や活動場所等について配慮すること。

③ 放課後児童クラブの活動は、児童館内に限定することなく近隣の環境を活用すること。

⑵ 児童館での活動に、近隣の放課後児童クラブの子どもが参加できるように配慮するとともに、協力して行事を行うなどの工夫をすること。

第５章　児童館の職員

本章では、すべての児童館職員に関わる児童館活動及び運営に関する主な業務と館長、児童厚生員のそれぞれの職務について示すとともに 、児童館の社会的責任に基づく職場倫理のあり方と運営内容向上のための研修等について記述している。児童館職員は、児童福祉施設としての特性を理解して、職務に取り組むことが求められる。

１　児童館活動及び運営に関する業務

⑴ 児童館の目標や事業計画、活動計画を作成する。

⑵ 遊びの環境と施設の安全点検、衛生管理、清掃や整理整頓を行う。

⑶ 活動や事業の結果を職員間で共有し振り返り、充実・改善に役立てる。

⑷ 運営に関する申合せや引継ぎ等のための会議や打合せを行う。

⑸ 日常の利用状況や活動の内容等について記録する。

⑹ 業務の実施状況や施設の管理状況等について記録する。

⑺ 広報活動を通じて、児童館の内容を地域に発信する。

２　館長の職務

児童館には館長を置き、主な職務は以下のとおりとする。

⑴ 児童館の利用者の状況を把握し、運営を統括する。

⑵ 児童厚生員が業務を円滑に遂行できるようにする。

⑶ 子育てを支援する人材や組織、地域の社会資源等との連携を図り、子育て環境の充実に努める。

⑷ 利用者からの苦情や要望への対応を職員と協力して行い、運営や活動内容の充実と職員の資質の向上を図る。

⑸ 子育てに関する相談に応じ、必要な場合は関係機関と連携して解決に努める。

⑹ 必要に応じ子どもの健康及び行動につき、その保護者に連絡しなければならない。

３　児童厚生員の職務

児童館には児童厚生員を置き、主な職務は以下のとおりとする。なお、子どもや保護者と関わる際には、利用者の気持ちに寄り添った支援が求められる。

⑴ 子どもの育ちと子育てに関する地域の実態を把握する。

⑵　子どもの遊びを援助するとともに、遊びや生活に密着した活動を通じて子ども一人ひとりと子ども集団の主体的な成長を支援する。
⑶　発達や家庭環境などの面で特に援助が必要な子どもへの支援を行う。
⑷　地域の子どもの活動や、子育て支援の取組を行っている団体等と協力して、子どもの遊びや生活の環境を整備する。
⑸　児童虐待を防止する観点から保護者等利用者への情報提供などを行うとともに、早期発見に努め、対応・支援については市町村や児童相談所と協力する。
⑹　子どもの活動の様子から配慮が必要とされる子どもについては、個別の記録をとり継続的な援助ができるようにする。
⑺　子育てに関する相談に応じ、必要な場合は関係機関と連携して解決に努める。

4　児童館の職場倫理

⑴　職員は倫理規範を尊重し、常に意識し、遵守することが求められる。また活動や指導内容の向上に努めなければならない。これは、児童館で活動するボランティアにも求められることである。
⑵　職員に求められる倫理として、次のようなことが考えられる。
①　子どもの人権尊重と権利擁護、子どもの性差・個人差への配慮に関すること。
②　国籍、信条又は社会的な身分による差別的な取扱の禁止に関すること。
③　子どもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止に関すること。
④　個人情報の取扱とプライバシーの保護に関すること。
⑤　保護者、地域住民への誠意ある対応と信頼関係の構築に関すること。
⑶　子どもに直接関わる大人として身だしなみに留意すること。
⑷　明文化された児童館職員の倫理規範を持つこと。

5　児童館職員の研修

⑴　児童館の職員は、積極的に資質の向上に努めることが必要である。
⑵　児童館の運営主体は、様々な機会を活用して研修を実施し、職員の資質向上に努めなければならない。
⑶　市町村及び都道府県は、児童館の適切な運営を支えるよう研修等の機会を設け、館長、児童厚生員等の経験に応じた研修内容にも配慮すること。
⑷　研修が日常活動に生かされるように、職員全員が子どもの理解と課題を共有し対応を協議する機会を設けること。

第６章　児童館の運営

本章では、「児童館の設置運営について」（平成２年８月７日厚生省発児第 123 号厚生事務次官通知。以下、「設置運営要綱」という。）等に基づいて、児童館の設備と運営主体・運営管理のあり方について記述している。児童館の運営主体は、本ガイドラインの全体を理解して、適正な運営に努めることが求められる。

1　設備

児童館活動を実施するために、以下の設備・備品を備えること。

⑴　集会室、遊戯室、図書室、相談室、創作活動室、便所、事務執行に必要な設備のほか、必要に応じて、以下の設備・備品を備えること。

①　静養室及び放課後児童クラブ室等

②　中・高校生世代の文化活動、芸術活動等に必要なスペースと備品等

③　子どもの年齢や発達段階に応じた活動に必要な遊具や備品等

⑵　乳幼児や障害のある子どもの利用に当たって、安全を確保するとともに利用しやすい環境に十分配慮し、必要に応じ施設の改善や必要な備品等を整備すること。

2　運営主体

⑴　児童館の運営については、子どもの福祉や地域の実情を十分に理解し、安定した財政基盤と運営体制を有し、継続的・安定的に運営できるよう努めること。

⑵　運営内容について、自己評価を行い、その結果を公表するよう努め、評価を行う際には、利用者や地域住民等の意見を取り入れるよう努めること。また、可能な限り第三者評価を受けることが望ましい。

⑶　市町村が他の者に運営委託等を行う場合には、その運営状況等について継続的に確認・評価し、十分に注意を払うこと。

3　運営管理

⑴　開館時間

①　開館日・開館時間は、対象となる子どもの年齢、保護者の利用の利便性など、地域の実情に合わせて設定すること。

②　学校の状況や地域のニーズに合わせて柔軟に運営し、不規則な休館日や開館時間を設定しないようにすること。

⑵　利用する子どもの把握・保護者との連絡

①　児童館を利用する子どもについて、住所、氏名、年齢、緊急時の連絡先等を、必要に応じて登録するなどして把握に努めること。

②　児童館でのケガや体調不良等については、速やかに保護者へ連絡すること。

⑶　運営協議会等の設置

①　児童館活動の充実を図るため、児童委員、社会福祉協議会、母親クラブ等の地域組織の代表者の他、学識経験者、学校教職員、子ども、保護者等を構成員とする運営協議会等を設置し、その意見を聴くこと。

②　子どもを運営協議会等の構成員にする場合には、会議時間の設定や意見発表の機会等があることを事前に知らせるなどに配慮し、子どもが参加しやすく発言しやすい環境づくりに努めること。

③　運営協議会等は、年間を通して定期的に開催する他、臨時的に対応すべき事項が生

じた場合は、適宜開催すること。

⑷　運営管理規程と法令遵守

①　事業の目的及び運営の方針、利用する子どもの把握、保護者との連絡、事故防止、非常災害対策、子どもや保護者の人権への配慮、子どもの権利擁護、守秘義務、個人情報の管理等の重要事項に関する運営管理規程を定めること。

②　運営管理の責任者を定め、法令を遵守し職場倫理を自覚して職務に当たるよう、以下の項目について組織的に取り組むこと。

ア　子どもや保護者の人権への配慮、一人ひとりの人格の尊重と子どもの権利擁護

イ　虐待等の子どもの心身に有害な影響を与える行為の禁止

ウ　国籍、信条又は社会的な身分による差別的取扱の禁止

エ　業務上知り得た子どもや家族の秘密の守秘義務の遵守

オ　関係法令に基づく個人情報の適切な取扱、プライバシーの保護

カ　保護者への誠実な対応と信頼関係の構築

キ　児童厚生員等の自主的かつ相互の協力、研鑽を積むことによる、事業内容の向上

ク　事業の社会的責任や公共性の自覚

⑸　要望、苦情への対応

①　要望や苦情を受け付ける窓口を設け、子どもや保護者に周知し、要望や苦情の対応の手順や体制を整備して迅速な対応を図ること。

②　苦情対応については、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や解決に向けた手順の整理等、迅速かつ適切に解決が図られる仕組みを作ること。

⑹　職員体制と勤務環境の整備

①　児童館の職員には、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 38 条に規定する「児童の遊びを指導する者」（児童厚生員）の資格を有する者を２人以上置き、必要に応じその他の職員を置くこと。また、児童福祉事業全般との調整が求められるため、「社会福祉士」資格を有する者の配置も考慮すること。

②　児童館の運営責任者は、職員の勤務状況等を把握し、また、職員が健康･安全に勤務できるよう、健康診断の実施や労災保険、厚生保険や雇用保険に加入するなど、その勤務環境の整備に留意すること。また、安全かつ円滑な運営のため、常に児童厚生員相互の協力・連携がなされるよう配慮すること。

第７章　子どもの安全対策・衛生管理

本章では、児童館における事故やケガの防止や対応、感染症や防災・防火・防犯等の安全対策について記述している。なお、安全対策には危機管理として危険の予測・防止の取組、発生した場合の適切な対応等に取り組むべきことが含まれている。

1　安全管理･ケガの予防

⑴　事故やケガの防止と対応

子どもの事故やケガを防止するため、安全対策、安全学習、安全点検と補修、緊急時の対応等に留意し、その計画や実施方法等について整えておくこと。

⑵　施設・遊具の安全点検・安全管理

①　日常の点検は、安全点検簿やチェックリスト等を設け、施設の室内及び屋外・遊具等の点検を毎日実施すること。その安全点検の対象には、児童館としての屋外活動も含まれる。

②　より詳細な点検を定期的に行うこと。定期的な点検に当たっては、記録をとり、改善すべき点があれば迅速に対応すること。

③　子どもに施設・遊具の適切な利用方法を伝え、安全に遊べるようにすること。

⑶　事故やケガの緊急時対応

①　緊急時の連絡先(救急車他)や地域の医療機関等についてあらかじめ把握して、職員全員で共有する。緊急時には速やかに対応できるようマニュアルを作成し、それに沿った訓練を行うこと。

②　子どものケガや病気の応急処置の方法について、日頃から研修や訓練に参加し、ＡＥＤ（自動体外式除細動器)、「エピペン®」等の知識と技術の習得に努めること。また、緊急時の応急処置に必要な物品についても常備しておくことが重要であり、ＡＥＤの設置が望ましい。

③　事故やケガの発生時には、直ちに保護者への報告を行うこと。

④　事故やケガの発生時には、事故報告書を作成し、市町村に報告すること。

2　アレルギー対策

⑴　アレルギー疾患のある子どもの利用に当たっては、保護者と協力して適切な配慮に努めること。

⑵　児童館で飲食を伴う活動を実施するときは、事前に提供する内容について具体的に示し周知を行い、誤飲事故や食物アレルギーの発生予防に努めること。特に、食物アレルギーについては、子どもの命に関わる事故を起こす可能性もあるため、危機管理の一環として対応する必要がある。そのため、保護者と留意事項や緊急時の対応等(「エピペン®」の使用や消防署への緊急時登録の有無等)についてよく相談し、職員全員が同様の注意や配慮ができるようにしておくこと。

3　感染症対策等

⑴　感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努めること。感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて、市町村、保健所等に連絡し、必要な措置を講じて二次感染を防ぐこと。

⑵　感染症や食中毒等の発生時の対応については、市町村や保健所との連携のもと、あらかじめ児童館としての対応方針を定めておくこと。なお、子どもの感染防止のために

臨時に休館しなければならないと判断する場合は、市町村と協議の上で実施し、学校等関係機関に連絡すること。

4　防災・防犯対策

⑴　マニュアルの策定

災害や犯罪の発生時に適切な対応ができるよう、防災・防犯に関する計画やマニュアルを策定し、施設・設備や地域環境の安全点検、職員並びに関係機関が保有する安全確保に関する情報の共有等に努めること。

⑵　定期的な訓練

定期的に避難訓練等を実施し、非常警報装置（学校 110 番・非常通報体制）や消火設備等（火災報知機、消火器）を設けるなどの非常事態に備える対応策を準備すること。

⑶　地域ぐるみの安全確保

来館時、帰宅時の安全対策について、保護者への協力を呼びかけ、地域の関係機関・団体等と連携した不審者情報の共有や見守り活動等の実施に取り組むこと。この際、平成 30 年７月に発出した「放課後児童クラブ等への児童の来所・帰宅時における安全点検リストについて」を参考にすることが有効である。

⑷　災害への備え

災害発生時には、児童館が地域の避難所となることも考えられるため、必要な物品等を備えるように努めること。

5　衛生管理

⑴　子どもの感染症の予防や健康維持のため、来館時の手洗いの励行、施設・設備の衛生管理等を行うこと。

⑵　採光・換気等保健衛生に十分に配慮し、子どもの健康に配慮すること。

⑶　行事等で食品を提供する場合は、衛生管理を徹底し、食中毒の発生を防止すること。

第８章　家庭･学校･地域との連携

本章では、児童館が家庭・学校・地域及び関係機関等と連携する際の留意事項を記述している。児童館は、地域の子どもの健全育成と子育て家庭を支援する拠点として、地域住民との交流や各関係機関等との情報交換、情報共有を行い、子どもと子育て家庭を支える地域づくりに貢献することが求められる。

1　家庭との連携

⑴　子どもの活動の様子から必要があると判断した場合には、家庭と連絡をとり適切な支援を行うこと。

⑵　子どもの発達や家庭環境等の面で特に援助が必要な子どもには、家庭とともに、学校、

子どもの発達支援に関わる関係機関等と協力して継続的に援助を行うこと。

⑶　上記の場合には、必ず記録をとり職員間で共有を図るとともに、継続的な支援につなげるようにすること。

２　学校との連携

⑴　児童館の活動と学校の行事等について、適切な情報交換を行い、円滑な運営を図ること。

⑵　児童館や学校での子どもの様子について、必要に応じて適切な情報交換が行えるように努めること。

⑶　災害や事故・事件等子どもの安全管理上の問題等が発生した場合には、学校と速やかに連絡を取り合い、適切な対応が取れるように連絡体制を整えておくこと。

３　地域及び関係機関等との連携

⑴　児童館の運営や活動の状況等について、地域住民等に積極的に情報提供を行い、理解を得るとともにその信頼関係を築くこと。

⑵　地域住民等が児童館を活用できるように働きかけることなどにより、児童館の周知を図るとともに、地域の人材・組織等との連携・協力関係を築くこと。

⑶　子どもの安全の確保、福祉的な課題の支援のため、日頃より警察、消防署、民生委員・児童委員、主任児童委員、母親クラブ、各種ボランティア団体等地域の子どもの安全と福祉的な課題に対応する社会資源との連携を深めておくこと。

⑷　要保護児童対策地域協議会に積極的に参加し、関係機関との連携・協力関係を築いておくこと。

⑸　児童館の施設及び人材等を活用して、放課後子供教室との連携を図ること。

第９章　大型児童館の機能・役割

設置運営要綱等に基づく大型児童館には、小型児童館及び児童センターの機能に加えて、都道府県内の小型児童館、児童センター及びその他の児童館（以下「県内児童館 」という。）の指導及び連絡調整等の役割を果たす中枢的機能を有する「Ａ型児童館」と、小型児童館の機能に加えて、子どもが宿泊しながら自然を生かした遊びを通して協調性、創造性、忍耐力を高める機能を有する「Ｂ型児童館」がある。

本章では、これらを含めて子どもの健全育成に資するとともに、それぞれの機能が発揮されるために必要な事項について記述している。

１　基本機能

大型児童館は、小型児童館及び児童センターの機能・役割に加えて、固有の施設特性を有し、子どもの健全育成の象徴的な拠点施設である。また、大型児童館の中には、他の機能を有する施設との併設等その構造や運営に多様なところがあるが、児童福祉施設である児童館の機能が十分に発揮され、子どもの健全育成に資するとともに、それぞれの機能が発揮されるようにすることが求められる。

なお、小型児童館及び児童センターは、子どもが利用しやすいよう子どもの生活圏内に設置されることが望まれるが、都道府県内全域に整備されていない地域にあっては、大型児童館が移動児童館として機能を発揮するなどして、児童館のない地域の子どもの遊びの機会を提供することが望ましい。

2　県内児童館の連絡調整・支援

県内児童館の指導及び連絡調整等の役割を果たす中枢的機能を十分に発揮するために、次の活動に取り組むことが必要である。

⑴　県内児童館の情報を把握し、相互に利用できるようにすること。さらに、県内児童館相互の連絡、連携を密にし、児童館活動の機能性を向上し充実を図ること。
⑵　県内児童館の運営等を指導するとともに、児童厚生員及びボランティアを育成すること。
⑶　県内児童館の連絡協議会等の事務局を設けること。
⑷　県内児童館の館長や児童厚生員等職員の研修を行うこと。
⑸　広報誌の発行等を行うことにより、児童館活動の啓発に努めること。
⑹　県内児童館を拠点とする母親クラブ等の地域組織活動の連絡調整を図り、その事務局等を置くこと。
⑺　大型児童館の活動の質を高めるために、積極的に全国的な研修等への参加機会を確保するとともに、都道府県の域を越えて相互に連携し積極的な情報交換を行うこと。

3　広域的・専門的健全育成活動の展開

都道府県内の健全育成活動の水準を維持向上するために、その内容の把握に努め、次の活動に取り組むことが必要である。

⑴　県内児童館等で活用できる各種遊びのプログラムを開発し、多くの子どもが遊びを体験できるようにその普及を図ること。
⑵　県内児童館のない地域等に出向き、遊びの提供、子育てや健全育成に関する啓発に努めること。
⑶　歴史、産業、文化等地域の特色を生かした資料等を公開すること。
⑷　県内児童館に貸し出すための優良な児童福祉文化財を保有し、計画的に活用すること。
⑸　ホールやギャラリーなど大型児童館が有する諸室・設備等を活用し、子ども向けの演劇やコンサートなど児童福祉文化を高める舞台の鑑賞体験を計画的に行うこと。

※　用語等について

・　「地域組織活動」とは、母親クラブ、子育てサークル等、子どもの健全な育成を図るための地域住民の積極的参加による活動をいう。
・　「放課後児童クラブ」とは、法第６条第３項の２に規定する「放課後児童健全育成事業」をいう。
・　大型児童館については、設置運営要綱において３つの類型が示されているが、本ガイドラインでは「Ａ型児童館」及び「Ｂ型児童館」について記述している。